

戦国・織豊期の朝廷政治

池 享

はじめに

本稿の課題は、戦国・織豊期の朝廷政治のあり方の具体的解明である。なぜ、こうした課題が設定されなければならないのか。もちろん、当該課題の研究の遅れという一般的理由はある。より重要なのは、それによって戦国・織豊期の政治史における天皇・公家勢力の位置・役割の理解に偏差が生まれ、そこから、世界史的にも特殊とされる中央集権的封建制としての近世幕藩体制成立の意義や、日本の歴史において古代以来現在に至るまで天皇という政治的存在が一貫して存続してきた意味について、さまざまな見解の相違がもたらされているからである。率直に言えば、後述するように各種の謬見が横行しているということである。それは理由のないことではない。

周知のように、室町幕府体制の確立によって、朝廷はその政治的権能を幕府に吸収され、権力的自立性を失った。したがって、明応の政変以降顕著となる幕府権力の衰退は、天皇・朝廷自身の一層の無力化をもたらし、形式化していた朝廷政治すらも滞ることとなった。⁽¹⁾「天皇権威の再浮上」⁽²⁾などと呼ばれる事態は、政治的にみれば幕府との相対的關係の問題に過ぎ

ない。しかし室町幕府滅亡後も、中央政権を握った織田信長・豊臣秀吉は、自らの支配の形式的正当性の獲得や身分秩序の形成のために、天皇の元号制定や官位授与などの機能を利用し、近世においてそれは、幕藩体制的国家支配秩序の中に制度的に再編成されることとなった。このように戦国・織豊期は、天皇・朝廷の衰退から再生への過渡期に位置づけられる。

そのため当該期は、天皇という地位が政治的実体を変容させつつも今日まで否定されなかった意味を探る上でとりわけ注目を集め、さまざまな議論が展開されてきたといえる。その研究史は改めて検討したいが、そこで最大の問題点は、古代律令制あるいは中世前期の国制における天皇支配権を基準として、議論が進められていることである。そのため、天皇が政治的機能を発揮しえたのは、その形骸化した残滓が利用されていたに過ぎないのか、それとも、伝統的権限・権威が社会的規定性をもって存続していたためなのか、が争点となっているといいいい。しかし、こうした連続性の量的度合だけの議論は、天皇の地位の今日までの存続という事実の前では、あまり意味を持つまい。それだけでなく、そのために、当該期の朝廷政治の実態の検討がお座なりにされ、それとはかけ離れたかつての政治制度や理念の延長線上で、断片的事実が短絡的に解釈されている場合すら、間々見られることになるのである。

いうまでもないことだが、伝統とは不可変の固定的なものではなく、社会の変化に対応し新たな存在意義を獲得することによって、再生・存続し伝統化するものである。天皇といえども事情は同じであり、その政治的利用を必要かつ可能とした条件が当該期社会に存在したからこそ、再生もされたはずである。そうした天皇・朝廷の社会的・政治的位置・役割の質的変化の分析が、これまで余りに不十分だったのではないだろうか。そしてまた、こうして、当該期の天皇・朝廷政治の固有の特徴と、その利用を引き起こした社会のあり方＝現実の政治的過程とを明らかにし、そこから

「近世天皇制」の成立を見通して、それが決して古代以来の天皇の復活ではなく、まさに戦国・織豊期の政治過程が生み出した歴史の産物であることを明らかにすることこそ、超歴史的に捉えられがちな日本の天皇制の歴史の相対化のために必要なのではないだろうか。⁽³⁾

- (1) 富田正弘「室町殿と天皇」(『日本史研究』319号 1989年)。
- (2) 最近では、脇田晴子「戦国期における天皇権威の浮上(上・下)」(『日本史研究』340・1号 1990・1年)で、官位・宗教・文化の側面から論じられている。
- (3) したがって、織豊期に関しては、武家政権の対朝廷政策をふまえた分析が不可欠となるが、それは稿を改めて行い、本稿では、中世的朝廷政治の最終到達点としての当該期という側面に限定して、検討することとした。

一、戦国・織豊期の天皇・朝廷をめぐる研究史

本章では、「はじめに」で指摘した研究史の問題点を、具体的に述べることにしたい。戦前においても「皇室の式微」や織田信長・豊臣秀吉らの「勤皇」などが論じられていたが、ここでは具体的検討は省略する。⁽¹⁾戦後歴史学は、皇国史観を克服する必要からも、室町期以降の武家による王権の確立・天皇の権力権威喪失という関係を基軸に問題を捉え、天皇の地位の存続は武家が自らの支配を補完するため利用した結果とした。その集大成ともいえる岩波講座『日本歴史』(1963年版)では、それが明瞭に示されている。

当該課題に直接関わるものとしては、黒田俊雄「中世の国家と天皇」(中世2)と小野信二「幕府と天皇」(近世2)とがある。前者では、「権門体制」における王権は天皇に属したとしつつも、その「権門体制」は応仁の乱をもって事実上消滅し、「天皇・公家・幕府などの権門は、虚名を保

って織豊の時代に及んだが、かれらが支配すべき国家も国政も、実際は存在せず、近世に至っても「権門体制の遺制は残」ったが、天皇は国王の地位になかったとされている（300～1頁）。それを承けた後者では、戦国期には「天皇のもつ統治権のようなものは、事実上消滅してしまったが、」 「律令制度の形骸」である官位授与権などが残り、天皇は「古代的権威を誇って」いた、織豊政権は、「たとい形骸と化していたにせよ、古代以来の王者としての精神的権威と宮廷機構と身分制の伝統とをなお保持していた天皇に、十二分にその利用価値を認め」、「皇室を名誉の源泉」とし「公権力としての権威と機構の欠けているところを補った」とされている（317～9頁）。ここでは、応仁の乱以降の天皇・朝廷は「権門体制の遺制」・「古代的権威」とされている。

また、当該期の政治過程を扱ったものとしては、鈴木良一「戦国の争乱」（中世4）・今井林太郎「信長の出現と中世的権威の否定」（近世1）・朝尾直弘「豊臣政権論」（近世1）がある。鈴木論文では、戦国大名の天皇・将軍の権威への依存が指摘されているが、それは封建政権としての織豊政権によって克服されるべき、彼らの領国支配の弱味の故であるとされている。今井論文は、その表題のとおりであり、織田政権にとっての天皇の積極的役割について触れるところはない。朝尾論文では、豊臣秀次の関白としての独自の権限についての指摘があり、「伝統的な……関白の理念が、なお現実的な拘束力を残していた」との推測が述べられているが（207頁）、それは脱皮すべき伝統的権威であったとされている。

こうした古代的・「権門体制」的天皇の権力権威喪失と、武家による政治的利用という視角が、歴史認識の基本に据えられなければならないのは当然である。しかし、ここからだけでは、なぜ天皇は利用されたのかについては、一般的な伝統的権威という以上の積極的な解答は導き出されない。逆に、その地位がなぜ否定されなかったのかについては、無力であり支配

に便利だったからという常識的説明の域を越えることができない。

こうした問題意識への回答は、1970年前後に「人民闘争史研究」が提唱され、中世から近世への移行におけるさまざまな形態の国家形成の可能性が論じられるなかで、天皇を戴かない国家支配の可能性という形で、さしあたって具体化された。⁽²⁾ 朝尾直弘氏の『『將軍権力』の創出(一)~(三)』⁽³⁾がそれである。その中で氏は、中世国家の解体状況下で、百姓身分の横の連帯を基礎に本願寺法王国の実現を目指した一向一揆に対し、武家を中核とする新たな身分編成の下での農民支配のための国家機構創出の主体となったのが織豊武士団であるとし、その長として織田信長は、伝統的権威を否定し自らを神格化して、最高権力としての「將軍権力」の理念を創出したとした。氏によれば、信長は官位を受けたが、それは將軍義昭追放後の政治的空白感を埋めるための朝廷側の働きかけによるものであり、後に伝統的官位制度からの自己解放のために辞官し、さらに天皇を任命する征夷大將軍になる構想をもっていたという。

事実に即した詳しい検討は別稿で行いたいだが、ここでも伝統の否定か否かが問題とされ、しかも、その「伝統」の実体的内容は示されておらず、したがって、なぜそれが否定されなければならないのかも不明であることだけは指摘しておきたい。実際には、信長が官位制度を否定しようとした形跡はなく、自身も位階は返上していない。また、そうした「構想」が存在したとしても、その実現の可能性の存否自体を問えないまま、信長は本能寺の変で横死し、現実の歴史は後継者である豊臣秀吉の関白就任を迎える。そうすると逆に、結局天皇の地位を否定しえなかったことが重視され、その根拠に追究の眼が向けられるのは当然ともいえよう。

そして今度は、伝統的天皇支配権の存続が強調されることになる。前述のように、伝統的な関白の理念がなお現実的な拘束力を残していたとすでに推測していた朝尾氏は、さらに一步進めた見解を打ち出す。すなわち、

伝統的制度の上で天皇に直属していた関白政権の発足によって、それが「制度それ自体の有する法則にしたがって、独自の運動を開始する」可能性を指摘し、秀吉の後継関白秀次においてそれが現実化し、「関白を中心とする国制機能は独自に発動され、太閤権力の制御の枠をこえる動きをみせようとした」と主張するに至るのである。具体的根拠は、武家官位叙任への秀次の関与、すなわち秀次による秀吉への同意と天皇への奏請という手続きの存在である。ここから、秀次の自殺・太閤政権の発足を、「武家領主の擁立した天皇が伝統的な制度上の観念にもとづいて独自に運動を始めることを阻止し、ひいてはそれによる武家領主権力の分裂を防ごうとする客観的意義をもった」と評価する⁽⁴⁾。

朝尾氏においては、関白の国制機能は制度的理念・観念レベルの問題だったが、より実体的な機能を有していたとする見解も生まれるようになる。北島万次氏は、太閤秀吉と関白秀次との権限関係を検討し、秀次の権限は「武士団を除く全民衆の動員、国内からの軍需物資の調達、駅制関係の整備と統制、対朝廷関係の政務など……これまでの国家権力の支配方式の蓄積」であり、「それだけに太閤は関白を完全に自己の分身とし、みずからの意志を無制限に貫徹することができなかった」としている⁽⁵⁾。三鬼清一郎氏はより端的に、関白は律令的な規定性を帯びた官職で、「封建領主として最高の地位にある秀吉が関白になることによって、ヒエラルヒーの頂点が固められ、……豊臣政権は、封建的性格を保ちながら極度に中央集権的な体制をとりえたのであり、ほんらい権力の分散を意味する封建制のアーキー的性格をも克服しえた」とする。さらに、関白の権限の特徴は国郡制的統治権的性格を持つところにあり、この国郡制的統治原理は封建的な国家体制にとって不可欠のものであったとされている⁽⁶⁾。ここでは天皇は、武家権力の国家的支配にとって不可欠の存在と位置づけられている。また同様の立場として、深谷克己氏の織田信長の辞官の意味について見解があ

る。深谷氏は、それを関白政権のコースの否定とし、信長のそうした選択の理由を、「もし左大臣になれば、いっそう深く朝官化してしまい、軍事の指揮をとれなくなる。さらに関白として政権を担当することになれば、行政の権は得られても、直接に軍勢を指揮する位置からはますます遠ざかってしまうであろう。制度（職掌）が信長を拘束するからである」と説明⁽⁷⁾している。

これらの見解は、一見もっともらしいが、当時の朝廷政治の実態や信長・秀吉の朝廷政治への関与の仕方の検討を踏まえない憶測にすぎない。秀吉以前の関白は朝廷政治にどのように関与していたのか、また、その中で統治権的支配権をどのように行使していたというのか、関白に排他的官位推挙権はあったのか、信長・秀吉の官職就任はその職掌の遂行を伴うものだったのか（当時における職掌自体の形骸化はさておいても）、これらについての詳細は、本論あるいは別稿で検討することとするが、一つだけ述べさせていただくと、秀吉は関白の地位にありながら九州や小田原に出陣し軍事指揮に当たっていたのではないだろうか。「伝統」に拘束されているのは、研究者自身のように思われる。

付言しておく、関白の権限としてあげられた天皇支配権である国郡制的統治権とは、国土を国郡単位で分割・編成し、土地・人民に対する国家的支配を行う権限のことである。しかし当該期では、天皇の統治権的支配権とされるものは、現実には戦国大名などの地域権力が行使していたのであり、統一政権が統治権を全国的に行使しその名分に天皇を使ったとしても、その前提に天皇支配権が存在したことの証拠にはならない。そもそも、国郡制的統治権なるものの実態は曖昧であり、その存続の根拠として唯一提示されているのは、統一政権・幕藩権力段階に至っても国郡の基本的枠組が変更されなかったという「状況証拠」にすぎない⁽⁸⁾。地理的・社会的条件に規定された地域区分は、恣意的変更が容易だったとは思われず、ここ

に天皇支配権の存続を見出そうとするならば、武家権力が国郡界の変更を意図したにもかかわらず天皇の拒否によって実現されなかったといった、積極的証拠を提出する必要がある⁽⁹⁾。

また、天皇支配権の根元には、大地に対する呪術的な本源的支配権があったのであり、近世においても天皇は国土と国民の間にあるメディウムとしての機能（＝祭司王権）を存続させていたという説も出されている⁽¹⁰⁾。ここにおいては、天皇支配権は民衆レベルにまで及んでいたことになる。この祭司王権説については、論議がますます現実政治の実態から遠ざかるし、直後に紹介する水林論文が詳しく批判しているので、ここでは触れない。

最近、織豊期の天皇をめぐる研究動向について検討を行った水林彪氏は、以上の研究は、「近世天皇制」現象とその本質との関係の理解に問題があると批判した。すなわち、「近世天皇制」現象とは、武家王権の形式的正当性および身分制的法秩序の次元の問題であり、実質的正当性の発生根拠としての社会的公共的職務活動の執行（統治権的支配の一部）や、実質的正当性を承認する超越者の観念（当時でいえば「天道」）とは次元を異にする。前者の次元においては、天皇制的法体系は統一権力・幕藩制的国家権力と適合的でした。既存の法体系によって社会関係が組織されるのは、伝統・過去への志向性の強い身分制社会一般に共通し、何ら日本の特殊性を意味するものではない。ただし、伝統的法体系が天皇制的形態をとった——「良き古き法」としてではなく、実権を喪失した天皇が家業として官位授与などの律令的法執行の機能に保持するという形態をとった——ことは日本の特殊だが、その理由は古代～中世移行期に求めなければならないとするのである。したがって、統一権力が天皇を利用したのは当然のことなのであり、当該期に関しては、なぜ天皇の地位が否定されなかったかについて特別な説明をする必要はないということになる。

水林氏の見解は、当該期研究において天皇支配権が実態の根拠不明のま

ま肥大化される傾向に対する批判として、きわめて重要である。天皇制批判への熱い思い入れのゆえとはいえ、天皇の地位否定の可能性を基軸とする問題設定それ自体に、問題があったのである。とはいえ、水林説によって問題がすべて解決したわけではない。氏の立論では、天皇制的（律令的）法体系・法意識が、官位制的身分秩序や段銭などの租税高権として中世を通じて生き続け、分権・分節化のなかでもなお文化的一体性を有した日本社会の存続のための規範的秩序となっていたことが、「近世天皇制」成立の所与の前提とされる。そして、統一政権という全国権力が形成され天皇制は復活する⁽¹²⁾。だから、天皇の権力としての没落や身分制社会における家業としての地位の独占という条件付きではあるが、水林氏にとって「近世天皇制」の存在は必然的なのである。そしてその前提は、形式的観念的レベルとはいえ、ここでも古代・中世前期以来の伝統的天皇支配権の存続である。

しかし、何の「存在必然性」なのだろうか。中世を通じて天皇の政治的位置・役割は大きく変容し、官位制・租税高権の意義も変化しているのである。必然的存在とされる「近世天皇制」の本質を律令的法体系として規定するだけで十分なのだろうか。全国的武家政権の再建は必然的だったとしても、その形態は多様でありうるのではないか。だから、その身分秩序体系の中で天皇がなんらかの役割を演じるのは必然的だったとしても、「近世天皇制」は、さまざまな可能性のうち一つがさまざまな偶然性を媒介として現実化したものなのではないのだろうか。氏は、既存の法から自由に社会関係が組織されるのは、カリスマ的支配や「革命」的権力の成立するきわめて特殊な歴史状況においてであるとするが、信長や秀吉にそうした軍事カリスマ的性格を見て、全く新しい秩序の形成の可能性を求める研究者も多い。また、氏が理論的に依拠するヴェーバーは、カリスマの日常化におけるカリスマと伝統との結合を指摘している⁽¹³⁾。この場合、カリス

マによる伝統の利用というだけでは、抽象的・非歴史的である。繰り返しになるが、伝統とは不可変の固定的なものではなく、社会の変化に対応することにより新たな存在意義を与えられて伝統化していくのである。つまり、伝統が利用された条件を、利用する側とされる側から追究し、そこで作り出されたものの歴史的な性格を解明する必要があるのである。

「近世天皇制」は、1615年（慶長20）に制定された「禁中方御条目十七箇条」⁽¹⁵⁾（禁中并公家諸法度）でその基本的な位置付けが与えられたといえよう。そこには、「天子御芸能」から始まって、皇族・公家の序列、武家官位の公家当官外化、改元の作法、関白・伝奏・奉行職事による堂上・地下の輩の統括などが規定されている。これらは、はたして単なる伝統の再確認だったのだろうか。むしろ、戦国・織豊期における朝廷・公家社会のあり方と現実の政治過程の展開を踏まえ、歴史的に評価すべきではないだろうか。換言すれば、「近世天皇制」の成立を律令的法体系の復活と位置づけるだけでは不十分であり、その固有の歴史的な性格を明らかにしていくことこそが必要であるということである。

- (1) 奥野高広『皇室御経済史の研究』（1942年 叢書房《1982年、国書刊行会より復刊》）、辻善之助『日本文化史』（1949年 春秋社）参照。
- (2) その概要については、拙稿「戦国期研究の成果と課題」（歴史学研究会編集『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 2前近代の社会と国家』1982年 青木書店）参照。
- (3) 『歴史評論』241・266・293号 1970・72・74年。
- (4) 朝尾直弘「幕藩制と天皇」（『大系日本国家史3近世』1975年 東京大学出版会）205～9頁。
- (5) 北島万次「豊臣政権論」（『講座日本近世史1』1981年 有斐閣）134・5頁。
- (6) 三鬼清一郎「太閤検地と朝鮮出兵」（岩波講座『日本歴史』近世1 1975年）103～5頁。

- (7) 深谷克己「領主権力と『官位』」(『講座日本近世史1』1981年 有斐閣) 281頁。
- (8) 今谷明「鎌倉・室町幕府と国郡の機構」(『日本の社会史3』1987年 岩波書店)。
- (9) 実際には、天皇の承認なく国境が変更された例はある。安芸と周防の国境は、海岸部では律令制以来大竹川(現木野川)だが、戦国期には東岸の大滝村(現広島県大竹市)は周防国玖珂郡に属していた(『大竹市史』)。また、1590年(天正18)の結城秀康の入部に伴い、下総結城領は下野に編入された(『結城市史』)。両者の事情を詳述する余裕はないが、いずれも社会的・政治的变化によるものと考えられる。
- また、今谷氏は、武家は律令制的官職体系への憧憬を抱いており、その基層的・精神的権威が存在する限り、官途授与(「大和守」のような受領名などを与えていること)と分かち難く結びついた国郡制の止揚は望むべくもなかったとされている(今谷前掲論文)。しかし、伝統的名称・栄典への憧憬と現実的支配の存在とを同一水準で論じることができるとすれば、現在も叙位叙勲が行われているのだから、律令制的身分体系も存続しているということになる。これは、「大臣」名称の存続(復活?)と同様、比喩的にしか成り立たない議論である。
- (10) 高木昭作「最近の近世身分制論について」(『歴史評論』404号 1983年)。
- (11) 水林彪「近世天皇制研究についての一考察(上・下)」(『歴史学研究』596・7号 1989年)、「幕藩制における公儀と朝廷」(『日本の社会史3』1987年 岩波書店)。
- (12) 氏は、こうして復活した律令法の権威が天皇という特定の「人格的権威」へと倒錯・転倒して現象し、しかもその人格が権力を有しないがゆえに、宗教的カリスマとして神秘化されるという。近代における天皇の神格化はまさに近世から始まるとするのである。
- (13) M. ウェーバー『支配の社会学Ⅱ』(世良晃志郎訳 1962年 創文社) 第六節第二項一「カリスマの日常化」参照。
- (14) 『徳川禁令考』巻一所収。

(表一) 陣儀等朝廷公式行事表 (1558年《永禄1》～1601年《慶長6》)

| 年月日 | 題目 | 上卿(執筆・内弁) | 奉行職事(含弁官) | その他の参加者(公卿のみ) | 備考 | 出典 |
|--------|-----------------|------------|--|--|------|-----|
| 580106 | 一条兼定従三位・左少将叙任陣儀 | 五条為康権中納言 | 柳原淳光左中弁 | | | 公 |
| 0228 | 永禄改元 | 西園寺公朝左大臣 | 柳原淳光 甘露寺経元権右中弁 | 中院通為権大納言 五条為康権中納言 水無瀬親氏参議 柳原資定散位 高辻長雅権中納言 | 関白参加 | 公湯 |
| 590101 | 小朝拜 | 近衛前嗣関白 | | | | 公継 |
| | 節会 | 中山孝親権大納言 | | | | 公継湯 |
| 07 | 白馬節会 | 三条西実澄権大納言 | 甘露寺経元 | | | 公湯 |
| 16 | 踏歌節会 | 西園寺公朝 | 柳原淳光 | | | 公湯 |
| 1116 | 即位日時定など | 広橋国光権大納言 | 葉室頼房頭左大弁 | 柳原淳光 | | 公継 |
| 1211 | 由奉幣陣儀 | 万里小路惟房権大納言 | 甘露寺経元 | | | 公湯 |
| 600115 | 叙位(菊亭晴季正二位など) | 西園寺公朝 | 葉室頼房 万里小路輔房右中弁 甘露寺経元 勸修寺晴豊左少弁 柳原淳光頭左中弁 | 広橋国光 勸修寺晴秀権中納言 庭田重保権中納言 水無瀬親氏 | 関白参加 | 公湯 |
| 27 | 正親町天皇即位礼 | 西園寺公朝 | 葉室頼房 | 四辻季遠権大納言 中山孝親権大納言 万里小路惟房権大納言 徳大寺公維権中納言 水無瀬親氏 持明院基孝参議 柳原資定散位 勸修寺尹豊散位 | 関白参加 | 公継湯 |
| 630516 | 豊受大神宮正遷宮日時定陣儀 | 中山孝親 | 万里小路輔房頭左中弁 | | | 公継湯 |
| 0912 | 一社奉幣陣儀 | 中山孝親 | 甘露寺経元頭右中弁 | | | 公湯 |

| | | | | | |
|--------|-----------------|-------------|---------------------|--|-----|
| 1221 | 貞康親王宣下陣儀 | 庭田重保 | 甘露寺経元頭左中弁 | 弁不参 | 公湯 |
| 650607 | 足利義輝従一位左大臣追贈陣儀 | 山科言繼権中納言 | 庭田重通頭中將 勸修寺晴豊右中弁 | 惣用幕府 | 公繼湯 |
| 660319 | 皇大神宮造替山口祭日時定陣儀 | 万里小路惟房 | 庭田重通 甘露寺経元 | | 公繼湯 |
| 1228 | 足利義榮五位下叙位陣儀 | 勸修寺晴秀権中納言 | 甘露寺経元 | 持明院基孝 | 公繼湯 |
| 680208 | 足利義榮將軍宣下陣儀 | 山科言繼 | 庭田重通 中御門宣教右少弁 | | 公繼 |
| 1018 | 足利義昭將軍宣下陣儀 | 庭田重保 | 甘露寺経元 | | 公繼湯 |
| | 足利義昭従四位下参議宣下小叙位 | 万里小路輔房参議右大弁 | 日野輝資権左少弁 | | 公繼湯 |
| 1215 | 誠仁親王宣下陣儀 | 万里小路惟房 | 甘露寺経元 烏丸光宣左少弁 | | 公繼 |
| 16 | 二条晴良関白再任宣下陣儀 | 庭田重通 | 中御門宣教 | | 公繼 |
| 690622 | 足利義昭従三位権大納言宣下陣儀 | 万里小路輔房権中納言 | 甘露寺経元頭右大弁 | 四辻公遠参議 | 公繼 |
| 1130 | 春日社造替木作始日時定陣儀 | 三条西実澄権大納言 | 甘露寺経元 | | 公 |
| 700423 | 天台座主宣下・元龜改元陣儀 | 三条西実 | 甘露寺経元 | 菊亭晴季権大納言 持明院基孝 四辻公遠権中納言 高辻長雅前権中納言 | 公繼 |
| 730728 | 天正改元陣儀 | 菊亭晴季 | 中山親綱頭中將 | 四辻公遠 持明院基孝 甘露寺経元参議 高辻長雅 | 公湯 |
| 750221 | 皇大神宮仮殿遷宮日時定等陣儀 | 勸修寺晴右権大納言 | 中御門宣教右中弁 | | 公湯 |
| 1107 | 小除目（織田信長右大將） | 三条西実枝権大納言 | 中山親綱 | 勸修寺晴豊左大弁参議 | 公兼湯 |
| 761121 | 九条兼孝任左大臣陣儀 | 庭田重保権大納言 | 烏丸光宣頭右大弁 | | 公繼 |
| | 織田信長任内大臣 | | 広橋兼勝左少弁 | | |
| 771120 | 一条内基任左大臣節会 | 三条西実枝大納言 | 広橋兼勝頭右中弁 | | 公兼 |
| | 織田信長任右大臣 | | | | |
| | 二条昭実任内大臣左大將 | | | | |

| 年月日 | 題 目 | 上卿（執筆・内弁） | 奉行職事（含弁官） | その他の参加者（公卿のみ） | 備 考 | 出 典 |
|--------|---|---------------|--------------------|---------------|-------|----------|
| | 三条西実枝任大納言 持明院基孝任中納言 | | | | | |
| 780101 | 小朝拜 | 二条晴良閔白 | | | | 公 |
| | 節会 | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | | | 公 |
| 06 | 織田信長正二位叙位 西園寺実益従二位 三条西公国正三位 久我季通従三位 三条実綱従三位 | 三条西実枝 | 広橋兼勝 烏丸光宣参議左大弁 | 徳田寺公維権大納言 | | 公 |
| 07 | 白馬節会 | 菊亭晴季 | 葉室長教左少弁 | | | 公 |
| 16 | 踏歌節会 | 二条昭実 | 万里小路充房右少弁 | | | 公 |
| 1213 | 九条兼孝閔白宣下 | 庭田重通権中納言 | | | | 公 |
| 800605 | 春日社仮遷宮日時定陣儀 | 四辻公遠権大納言 | 葉室定藤頭左中弁 | | | 公湯 |
| 21 | 八幡社正遷宮日時定陣儀 | 庭田重保 | 万里小路充房左少弁 | | | 公湯 |
| 810429 | 一条内基閔白宣下陣儀 | 庭田重保 | 万里小路充房 | | | 公 |
| 1009 | 織田信長贈正一位太政大臣陣儀 | 甘露寺経元 | 中山慶親頭中將 | | | 晴 |
| 820326 | 皇大神宮造替山口祭日時定陣儀 | 甘露寺経元権大納言 | 中御門宣光左少弁 | 正親町季秀権中納言 | 頭中將病氣 | 公晴 |
| 840105 | 誠仁親王軫三品陣儀 邦房親王軫三品陣儀 | 甘露寺経元 庭田重通 | 万里小路充房頭左中弁 中山慶親 | | | 公兼 公 |
| 850212 | 二条昭実閔白宣下陣儀 | 甘露寺経元 | 中御門宣光 | | | 経兼 公兼 |
| 0310 | 近衛信輔左大臣宣下陣儀 菊亭晴季右大臣 羽柴秀吉正二位内大臣 | 甘露寺経元 | 中山慶親 | | | 公兼 公 |
| 0711 | 藤原秀吉従一位閔白宣下陣儀 近衛信輔従一位 | 柳原淳光権大納言 | 中山慶親 | | | 公兼 公 |
| 860927 | 和仁親王宣下 | 勅修寺晴豊権大納言 | 中山慶親 | | | 公 |
| 1125 | 後陽成天皇即位礼 | 菊亭晴季右大臣 | | 柳原淳光 庭田重通 | 閔白参加 | 公湯 |

| | | | | |
|--------|-----------------|-----------|---|----|
| 870101 | 節会 | 近衛信輔左大臣 | | 公湯 |
| 07 | 白馬節会 | 近衛信輔 | | 公湯 |
| 16 | 踏歌節会 | 菊亭晴季 | | 公湯 |
| 880101 | 節会 | 近衛信輔 | | 公湯 |
| 07 | 白馬節会 | 菊亭晴季 | 万里小路充房頭右大弁 | 公湯 |
| 16 | 踏歌節会 | 鷹司信房権大納言 | 中山慶親 | 公湯 |
| 910126 | 八条宮親王宣下陣儀 | 日野輝資権大納言 | 葉室頼宣頭右大弁 甘露寺経遠権右少弁 | 公晴 |
| 1204 | 羽柴秀次内大臣宣下陣儀 | 広橋兼勝権中納言 | 中御門宣泰頭左中弁 | 公晴 |
| 27 | 羽柴秀次関白宣下陣儀 | 烏丸光宣権大納言 | 葉室頼宣 | 公晴 |
| 921208 | 文禄改元陣儀 | 菊亭晴季右大臣 | | 公兼 |
| 930101 | 節会 | 菊亭晴季 | | 公 |
| 950101 | 節会 | 菊亭晴季 | 葉室頼宣頭左大弁 | 公湯 |
| 07 | 白馬節会 | 菊亭晴季 | 日野資勝左中弁 | 公湯 |
| 960101 | 小朝拝 節会 | | | 史 |
| 07 | 白馬節会 | | | 史 |
| 1027 | 慶長改元 | | | 史 |
| 970101 | 小朝拝 | 西園寺実益権大納言 | 葉室頼宣 | 公 |
| 980101 | 小朝拝 節会 | 鷹司信房 | | 湯 |
| 07 | 白馬節会 | 鷹司信房 | 烏丸光広左少弁 | 湯 |
| 0420 | 豊臣秀頼従二位権中納言宣下陣儀 | 西園寺実益 | 広橋總光権右少弁 | 湯 |
| | 前田利長従三位権中納言 | 西園寺実益 | 日野資勝頭左中弁 | 公湯 |
| 990101 | 節会 | 西園寺実益 | 烏丸光広 | 公湯 |
| 07 | 白馬節会 | 広橋兼勝権大納言 | 日野資勝 | 公湯 |
| 0418 | 豊国大明神遷宮 | 勧修寺晴豊 | 勧修寺光豊頭右中弁 日野資勝 | 湯 |
| | | | 菊亭晴季 日野輝資 藤宰相 久我敦通権大納言 広橋兼勝 花山院家雅権大納言 | |

| 年月日 | 題 目 | 上卿（執筆・内弁） | 奉行職事（含弁官） | その他の参加者（公卿のみ） | 備 考 | 出 典 |
|--------|--------------|-----------|-----------------|---|------|-----|
| 19 | 豊国大明神正一位授与陣儀 | 西園寺実益 | 日野資勝 | 万里小路充房権大納言 | | 湯 |
| 000101 | 節会 | 西園寺実益 | 園基継頭中将 | 中御門資胤権中納言 | | 湯 |
| 07 | 白馬節会 | 菊亭晴季 | 鳥丸光広頭左中弁 | | | 湯 |
| 1221 | 政仁親王宣下陣儀 | 九条兼孝関白左大臣 | 鳥丸光広 柳原資俊右少弁 | | | 経湯 |
| 010101 | 小朝拝 | | | 関白より六位まで皆皆祀候 | | 湯 |
| | 節会 | 鷹司信房 | 柳原資俊 | | | 湯 |
| 06 | 勤修寺晴豊一位叙位 | 鷹司信房 | 園基継 | 日野輝資 花山院家雅 | 関白内覧 | 公湯 |
| | 九条忠実正三位 | | | 勤修寺光豊参議右大弁 | | |
| | 西洞院時慶正三位 | | | | | |
| 07 | 白馬節会 | 広橋兼勝 | | | | 湯 |
| 0391 | 除目 | 近衛信尹左大臣 | 鳥丸光広 | 大炊御門経頼権大納言 万里小路充房 花山院家雅 日野輝資 鳥丸光宣 中衛門資胤権中納言 葉室頼宣権中納言 勤修寺光豊 西洞院時慶参議 三条西実條参議 日野資勝参議左大弁 六条有広参議 | | 公湯 |

注) ここに載せたのは、陣儀などの正式会議と節会などの朝儀で上卿（執筆・内弁）がたてられたものである。四方拝や春日祭への勅使派遣などは省略した。

氏名の後の官職名は昇進していない場合は省略した。

出典欄の略号は、公—公卿補任・湯—お湯殿の上の日記・継—言継卿記・兼—兼見卿記・晴—晴豊記・経—言経卿記・史—史料綜覧である。

二、朝廷政治の形態変化(1)——叙位任官・改元の手続き——

周知のように、朝廷政治の担い手である公家勢力は、戦国期にいたり、政治的・経済的後楯である室町殿＝将軍権力の衰退・没落により分解した。この時期、公家の地方下向・在国が急増し、また、在京しながらも武家や三好・松永らの有力武将、さらには本願寺などに出仕する者も出た⁽¹⁾。彼らは、さまざまな形で自らの存立基盤の確保に努めたのである。これにより、天皇がその政治的基盤である公家社会の全体を経済的に維持し総括する能力を喪失していたことが、白日の下に曝されることになった。その結果、朝廷政治の形態に変化が引き起こされた。それは、一般には伝統的天皇支配権の形骸化とされており、事実、後述するように諸節会・除目・叙位・陣儀などの衰退は著しいが(表一参照)、こうした伝統的政治形態の形式化はここに始まるものではない。したがって、当該期固有の意味は、単なる実質の喪失・形骸化ではなく、公家社会のあり方の変化と密接に関連した、天皇の政治的機能の行使形態自体の変化の中に求められなければならない。つまりこうした事態は、天皇の伝統的支配権の単なる量的縮小としてではなく、質的变化として捉えてこそ、積極的意味をもつのである。この点を、天皇に残された主要な政治的機能である叙位・任官と改元の手続きに即して検討することにしよう。

(1) 富田正弘「戦国期の公家衆」(『立命館文学』509号 1988年)。

1. 叙位・任官

1563年(永禄6)ころ吉田兼右によって書かれた官職制度の解説書である「官職難儀⁽¹⁾」には、近年の官位叙任形態の変化が以下のように記されて

(表二) 大臣宣下表 (1)

| 年 (1200) | 官職名 | 左大臣 | 右大臣 | 内大臣 | 宣下方法 |
|-------------|-----|-------|-------|-----------------------|----------------|
| 建長 2 (50) | | 鷹可兼平 | 九条忠家 | 徳大寺実基 堀川具実 二条道良 | 節会 節会 節会 |
| 4 (52) | | | 二条道良 | 花山院定雅 | 兼宣旨・節会 |
| | | 二条道良 | 花山院定雅 | 西園寺公相 | 兼宣旨・節会 |
| 6 (54) | | | 西園寺公相 | 西園寺公基 | 兼宣旨・節会 |
| 正嘉 1 (57) | | | 西園寺公基 | 山階実雅 | 兼宣旨・節会 |
| 2 (58) | | | 山階実雄 | 近衛基平 | 節会 |
| 正元 1 (59) | | 西園寺公相 | | | 兼宣旨・節会 |
| 弘長 1 (61) | | 山階実雄 | 近衛基平 | | 節会 |
| | | | | 三条公親 | 兼宣旨・節会 |
| 2 (62) | | | | 鷹司基忠 | 兼宣旨・節会 |
| 3 (63) | | 一条実経 | | | 兼宣旨・節会 |
| 文永 2 (65) | | 近衛基平 | 鷹司基忠 | | 節会 |
| | | | | 大炊御門冬忠 | 兼宣旨・節会 |
| 4 (67) | | | | 一条家経 | 兼宣旨・節会 |
| 5 (68) | | 鷹司基忠 | 一条家経 | | 節会 |
| | | | | 花山院通雅 | 兼宣旨・節会 |
| 6 (69) | | 一条家経 | 花山院通雅 | | 節会 |
| | | | | 中院通成 | 兼宣旨・節会 |
| | | | | 二条師忠 | 兼宣旨・節会 |
| 8 (71) | | | 二条師忠 | | 節会 |
| | | | | 花山院師繼 | 兼宣旨・節会 |
| 建治 1 (75) | | 二条師忠 | | | 節会 |
| | | | 九条忠教 | 近衛家基 | 兼宣旨・節会 |
| 正応 1 (88) | | 九条忠教 | 近衛家基 | | 節会 |
| | | | | 久我通基 | 兼宣旨・節会 |
| | | | | 鷹司兼忠 | (召仰)・節会 |
| 2 (89) | | | 鷹司兼忠 | | 節会 |
| | | | | 西園寺実兼 | (召仰)・節会 |

戦国・織豊期の朝廷政治

| 年 (1200) | 官職名 | 左大臣 | 右大臣 | 内大臣 | 宣下方法 |
|-------------|------|-------|-----|--------|---------|
| 3 (90) | | | | 大炊御門信嗣 | 兼宣旨・節会 |
| 4 (91) | 鷹司兼忠 | 二条兼基 | | 洞院公守 | 兼宣旨・節会 |
| 5 (92) | | | | 二条兼基 | 兼宣旨・節会 |
| 6 (93) | | | | 徳大寺公孝 | 節会 |
| 永仁 4 (96) | 二条兼基 | 九条師教 | | 三条実重 | (召仰)・節会 |
| 5 (97) | | | | 九条師教 | 兼宣旨・節会 |
| 6 (98) | | | | 土御門定実 | 節会 |
| 正安 1 (99) | 九条師教 | 西園寺公衡 | | 久我通雄 | 節会 |
| | | | | 西園寺公衡 | (召仰)・節会 |
| | | | | 鷹司冬平 | 節会 |
| | | | | 徳大寺公孝 | 兼宣旨・節会 |
| | | | | | 兼宣旨・節会 |

注) 典拠は「公卿補任」,「百鍊抄」,「統史愚抄」。
兼宣旨は非大臣の大臣任官(新任・遷任)の場合。

大臣宣下表 (2)

| 年 (1500) | 官職名 | 左大臣 | 右大臣 | 内大臣 | 宣下方法 |
|-------------|-------|--------|-----|---------|--------|
| 文亀 1 (01) | 菊亭公興 | 九条尚経 | | | 口宣 |
| 永正 3 (06) | 九条尚経 | 西園寺公藤 | | 西園寺公藤 | 陣儀 |
| 4 (07) | | 鷹司兼輔 | | 三条西実隆 | 陣儀 |
| 10 (13) | 近衛尚通 | | | 鷹司兼輔 | 消息宣下 |
| 12 (15) | 鷹司兼輔 | 三条実香 | | 三条実香 | 消息宣下 |
| 15 (18) | 三条実香 | 二条尹房 | | | 陣儀 |
| 18 (21) | 二条尹房 | 大炊御門経名 | | 正親町三条実望 | 陣儀 |
| 大永 3 (23) | 徳大寺公胤 | 近衛植家 | | 二条尹房 | 陣儀か |
| 8 (28) | 近衛植家 | 久我通言 | | 大炊御門経名 | 陣儀 |
| 天文 4 (35) | | | | 徳大寺公胤 | 陣儀 |
| 6 (37) | 西園寺実宣 | 鷹司忠冬 | | 久我通信 | 陣儀 |
| | | | | 九条植通 | 陣儀(改元) |
| | | | | 西園寺実宣 | 陣儀 |
| | | | | | 陣儀か |

| 年 (1500) | 官職名 | 左大臣 | 右大臣 | 内大臣 | 宣下方法 |
|-------------|-------|-----|-------|---------------|---------|
| 8 (39) | | | | 一条房通 | 陣儀 |
| 10 (41) | 鷹司忠冬 | | 一条房通 | 三条西公条 三条公頼 | 陣儀 ? |
| 11 (42) | 一条房通 | | 三条西公条 | | 陣儀 |
| 12 (43) | | | 三条公頼 | 菊亭公彦 | 陣儀 |
| 14 (45) | | | 菊亭公彦 | 二条晴良 | 陣儀 |
| 15 (46) | 三条公頼 | | | | 口宣 |
| | 菊亭公彦 | | 二条晴良 | 万里小路秀房 | 陣儀 |
| | | | | 一条兼冬 | 口宣 |
| 16 (47) | 二条晴良 | | 一条兼冬 | 近衛晴嗣 | 陣儀 |
| 22 (53) | 一条兼冬 | | 近衛晴嗣 | 西園寺公朝 | 陣儀か |
| 23 (54) | 近衛晴嗣 | | 西園寺公朝 | 正親町三条公兄 | 陣儀 |
| 弘治 3 (57) | | | | 花山院家輔 | 消息宣下 |
| | 西園寺公朝 | | 花山院家輔 | 広橋兼秀 | 口宣 |
| 天正 2 (74) | | | 九条兼孝 | | 消息宣下 |
| 3 (75) | | | | 一条内基 | 消息宣下 |
| 4 (76) | 九条兼孝 | | 一条内基 | 織田信長 | 陣儀 |
| 5 (77) | 一条内基 | | 織田信長 | 二条昭実 | 節会 |
| 7 (79) | | | 二条昭実 | 三条西実枝 | 口宣 |
| | | | | 菊亭晴季 | 口宣 |
| 8 (80) | | | | 徳大寺公維 | 口宣 |
| | | | | 近衛信基 | 口宣 |
| 12 (84) | 二条昭実 | | | | 口宣 |
| 13 (85) | 近衛信輔 | | 菊亭晴季 | 豊臣秀吉 | 陣儀 |
| 15 (87) | | | | 三条西公國 | 口宣 |
| | | | | 織田信雄 | 陣儀か |
| 19 (91) | | | | 豊臣秀次 | 陣儀 |
| 20 (92) | 豊臣秀次 | | | | ? |
| 文禄 5 (92) | | | | 徳川家康 | 陣儀 |

注) 典拠は「公卿補任」、「言繼卿記」、「統史愚抄」、「兼見卿記」、「お湯殿の上の日記」、「晴豊公記」、「宣胤卿記」、「拾芥記」。

「陣儀か」は、「統史愚抄」に「宣下」とのみされ、上卿・奉行職事の名前が記されているもの、他の事例（永正3年の鷹司兼輔の内大臣宣下は、「公卿補任」では「口宣」と書かれ、上卿・奉行職事の名前は記されず、消息宣下と推定される）と比較し、陣儀が行われたものと推定。

いる。

官に任ずるは、大臣は節会を行いて任ず。大納言以下除目に任ずる本儀也。位は叙位に叙するなり。……去程に古へは口宣にて任ずる事は稀なる事也。一段と急成時小除目にも及ざる時の事也。近代は除目を行ふ事たやすくならざるゆへ、何事も消息宣下とて、口宣にて宣下せらるゝは無念成事也。消息宣下とは職事口宣を書いて消息を添て上卿に奉り、上卿外記に又消息にて宣下するゆへ、消息宣下と申也。……大臣は右に記し申ごとく節会にてなさる。火急なる時、陣にて節会に及ず。……結句近比は消息宣下例侍る。無念事也。但応仁文明の乱中、其所しかじかとも定まらざる時節、又当時の如く陣座顛倒してなき時にをきては是非に及べからず。

こうした変化を、事実 に即して確認しよう。表二は、左・右・内の三大臣に限定し、その補任形態をまとめたものである。(1)は便宜 13 世紀後半の 50 年を対象としているが、この時期は院政の政治制度が確定されたとされる後嵯峨院政期とその直後にあたる。⁽²⁾ 新任・還任の場合の兼宣旨の発給(予め大臣への補任をその日取りとともに宣旨で通知すること)とともに、すべて節会において補任がなされていることは、一目瞭然である。南北朝内乱を境として、新任大臣による節会後の大饗が將軍家(義満・義教・義政)以外⁽³⁾は行われなくなり、応仁の乱後は、節会その他の「朝廷公事」⁽⁴⁾がすべて「停止」という事態に追い込まれる。(2)はそうした推移を経た後の、16 世紀を対象としている。この時期を通じて節会による補任がなされたのは、1577 年(天正 5)の織田信長の右大臣任官の時だけである。それでも前半の 50 年は、「火急なる時」に行うとされる陣儀によるのが通例で消息宣下は例外的だったが、後半になるとそれが逆転している。こうした変化(消息宣下の出現と一般化)の出発点は応仁の乱にあったと思われる、1481 年(文明 13)の徳大寺実淳の「任槐」(=内大臣就

(表三) 手続きの解る官位叙任表 (1558年《永禄1》~1601年《慶長6》)

| 年月日 | 申請者 | 官位 | 形式 | 奏請 | 取り次ぎ | 上卿(執筆) | 奉行職事(消書) | 備考 | 出典 |
|--------|--------|---------|-----|-------|--------|--------|----------|--------|----|
| 580106 | 一条兼定 | 従三位・左少将 | 陣儀 | | | 五条為康 | 柳原淳光 | 在国 | 公繼 |
| 0217 | 種子島時彥 | 左将監 | 消息 | 近衛殿 | | | | | 湯 |
| 0226 | 齐藤義龍 | 治部大輔 | 消息 | 伊勢守 | 勧修寺尹豊 | | | | 公湯 |
| 18 | 庭田重保 | 権中納言 | 消息? | | | | 万里小路輔房 | 繪旨 | 湯 |
| 0713 | 山科言繼 | 太宰権帥 | 消息 | | | | 柳原淳光 | | 湯 |
| 590211 | 日野内光 | 従一位左大臣 | 消息 | 足利義輝 | | | | 追贈 | 湯 |
| 1109 | 朝倉義景 | 従四位下 | 消息 | | 甘露寺経元 | | | | 湯 |
| 11 | 五辻為仲 | 阿波守 | 消息 | | 万里小路惟房 | | | | 公湯 |
| 600115 | 菊亭晴季 | 正二位 | 叙位 | | | 西園寺公朝 | 水無瀬親氏 | 関白参加? | 湯 |
| 21 | 三好長慶 | 修理大夫 | 消息 | | | | 勧修寺晴豊 | | 湯 |
| 0215 | 毛利元就 | 陸奥守 | 消息 | 足利義輝 | 勧修寺尹豊 | 広橋国光 | 柳原淳光 | | 毛 |
| 16 | 三木良頼 | 従四位下 | 消息 | | | | | | 公 |
| 610105 | 万里小路輔房 | 正四位 | 消息 | | 中山孝親 | | | | 公湯 |
| | 庭田重通 | 正四位 | 消息 | | 前内府 | | | | 公湯 |
| 08 | 難波常久 | 正五位下 | 消息 | 一条殿 | | | | 一条殿侍 | 湯 |
| 29 | 庭田重保 | 従二位 | 消息 | | 前内府 | | | | 公湯 |
| 0201 | 高倉永相 | 参議 | 消息 | | 万里小路惟房 | | | | 公湯 |
| 12 | 関の鍛冶兼貞 | 尾張守 | 消息 | 足利義輝 | | | | | 湯 |
| 0307 | 四辻公遠 | 正四位下 | 消息 | | 万里小路輔房 | | | | 湯 |
| 0818 | 伊東義祐 | 従三位 | 消息 | 足利義輝 | | | | 武家より特別 | 湯 |
| 24 | 一条内基 | 権中納言 | 消息 | | 中山孝親 | | | | 公湯 |
| 1205 | 四条隆益 | 従三位 | 消息 | | 甘露寺経元 | | | | 公湯 |
| | 薄以繼 | 従五位上 | 消息 | | 甘露寺経元 | | | | 公湯 |
| 06 | 権佐 | 正五位下 | 消息 | | 万里小路輔房 | | | | 湯 |
| 630702 | 太田資正 | 民部大輔 | 消息 | | 近衛前久 | 中山孝親 | 柳原淳光 | | 埼 |
| 640314 | 島津貞久 | 陸奥守 | 消息 | 義輝・近衛 | | 中山孝親 | 柳原淳光 | | 隣 |
| 27 | 正三条公仲 | 従五位上 | 消息 | | 庭田重通 | | | | 公湯 |
| 650106 | 山科言経 | 正四位下 | 叙位? | | | | 甘露寺経元 | | 公繼 |

| | | | | | | | | | |
|--------|--------|---------|-----|------|--------|--------|-------|-----------------|-----|
| 0607 | 足利義輝 | 従一位左大臣 | 陣儀 | | | 山科言繼 | 庭田重保 | 追贈惣用幕府 | 公繼 |
| 660310 | 結城政村 | 伊勢守 | 消息 | 山科言繼 | | 庭田重保 | 勸修寺晴豊 | | 繼 |
| 0421 | 足利義附 | 従五位下左馬頭 | 消息? | | 吉田兼右 | | | 隠密 | 繼 |
| 1108 | 大中臣経栄 | 従三位 | 消息 | | 山科言繼 | | | | 公繼 |
| 28 | 足利義栄 | 従五位下 | 陣儀 | | | 勸修寺晴秀 | 甘露寺経元 | 執筆持明院 名字二条書く | 公繼 |
| 29 | 徳川家康 | 従五位下三河守 | 消息 | 近衛前久 | 高倉永相 | | 甘露寺経元 | | 湯 |
| 670105 | 高倉永相 | 正三位 | 叙位? | | 甘露寺経元 | | | | 公湯 |
| | 足利義栄 | 左馬頭 | 消息 | | | | | 消息度々の例 | 繼湯 |
| 680304 | 秦相久 | 正五位下 | 消息 | | | 山科言繼 | 中御門宣教 | | 繼 |
| 1018 | 足利義昭 | 従四位下参議 | 陣儀 | | 万里小路輔房 | 庭田重保 | 甘露寺経元 | 將軍宣下 執筆万輔房 | 公繼湯 |
| 1216 | 二条晴良 | 閔白 | 陣儀 | | | 庭田重保 | 中御門宣教 | 復任 | 公繼 |
| 22 | 山科言繼 | 権大納言 | 消息 | | 甘露寺経元 | | 柳原淳光 | | 公繼湯 |
| 690217 | 三条児 | 正五位下 | 消息 | | 勸修寺晴右 | | | | 湯 |
| 0622 | 足利義昭 | 従三位権大納言 | 陣儀 | | 万里小路惟房 | 万里小路輔房 | 甘露寺経元 | 執筆四辻公遠 | 公繼 |
| 700526 | 山科言繼 | 従三位左兵衛督 | 消息 | | 中御門 | 菊亭晴季 | | | 公繼 |
| 710307 | 山科言繼 | 参議 | 消息 | | 勸修寺晴豊 | 庭田重保 | 勸修寺晴豊 | | 公繼湯 |
| 0403 | 山科言繼 | 左衛門督 | 消息 | | 勸修寺晴豊 | | | | 公繼 |
| 0925 | 山科言繼 | 権大納言 | 消息 | | | 勸修寺晴右 | 庭田重通 | 除服復任 | 公繼 |
| 1026 | 吉田兼右 | 従二位 | 消息 | | | | | 代々申付る事 | 公湯 |
| | 冷泉為満 | 侍従 | 消息 | 山科言経 | 庭田重通 | | 庭田重通 | | 繼 |
| 1225 | 下のれんせい | 正四位下 | 消息 | | 万里小路輔房 | | | | 湯 |
| 720327 | 吉川元春 | 従四位下 | 消息 | | | 勸修寺晴右 | 勸修寺晴豊 | | 吉 |
| 730609 | 万里小路惟房 | 内大臣 | 消息 | | | | 中山親綱 | | 公湯 |
| 20 | 徳大寺公維 | 正二位 | 消息 | | 中山親綱 | | | | 公湯 |
| 26 | 二条昭実 | 従二位 | 消息 | | 中山親綱 | | | | 公湯 |
| 0808 | 吉田兼和 | 正四位下 | 消息 | | | | 中御門宣教 | | 湯 |
| 1023 | 土御門有脩 | 従三位 | 消息 | | 右少弁 | | | | 公湯 |

| 年月日 | 申請者 | 官位 | 形式 | 奏請 | 取り次ぎ | 上卿(執筆) | 奉行職事(清書) | 備考 | 出典 |
|--------|--------|---------|----|------|-------|--------|----------|-------|-----|
| 750129 | 久我季通 | 從四位下 | 消息 | | 甘露寺經元 | | | | 公湯 |
| 0327 | 西園寺実益 | 正三位 | 消息 | | | | 中山親綱 | | 公湯 |
| 1107 | 織田信長 | 右大将 | 陣儀 | | | 三条西実枝 | 中山親綱 | 執筆勸晴豊 | 公兼 |
| 760105 | 庭田重保 | 正二位 | 消息 | | 中山親綱 | | | | 公湯 |
| | 久我季通 | 從四位上 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 繼 |
| 18 | 中御門宣教 | 藏人右中弁 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | 除服 | 繼 |
| 0229 | 中原康政 | 少内記 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 繼 |
| 0323 | 高橋宗治 | 從五位下 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 繼 |
| 0427 | 日野輝資 | 正四位下 | 消息 | | | 山科言繼 | 烏丸光宣 | | 繼 |
| 29 | 烏丸光宣 | 正四位下 | 消息 | | | 山科言繼 | 日野輝資 | | 繼 |
| 0518 | 大炊御門経頼 | 左中将 | 消息 | | | | 中御門宣教 | | 公湯 |
| 25 | 正親町実彦 | 從三位 | 消息 | | | 山科言繼 | 烏丸光宣 | | 公繼湯 |
| | 中山親綱 | 從三位 | 消息 | | | 山科言繼 | 烏丸光宣 | | 公繼湯 |
| 27 | 中院通勝 | 正四位下 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 繼 |
| 0610 | 佐竹義重 | 從五位下常陸介 | 消息 | 織田信長 | | | 烏丸光宣 | | 繼湯 |
| 29 | 舟橋枝賢 | 從三位 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 公繼 |
| 1121 | 九条兼孝 | 左大臣 | 陣儀 | | | 庭田重保 | 烏丸光宣 | | 公繼 |
| | 一条内基 | 右大臣 | 陣儀 | | | 庭田重保 | 烏丸光宣 | | 公繼 |
| | 織田信長 | 内大臣 | 陣儀 | | | 庭田重保 | 烏丸光宣 | | 公繼 |
| 28 | 吉田兼任 | 神祇権少副 | 消息 | | | 山科言繼 | 中御門長教 | | 繼 |
| | 日野輝資 | 正四位上 | 消息 | | | 山科言繼 | 烏丸光宣 | | 公繼 |
| 1204 | 荒木田守雄 | 正四位下 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 繼 |
| 05 | 多忠隆 | 上総介 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 繼 |
| 09 | 久我季通 | 正四位上 | 消息 | | | 山科言繼 | 中御門長教 | | 公繼 |
| 13 | 万里小路光房 | 正五位下 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 公繼 |
| 14 | 徳大寺公維 | 権大納言 | 消息 | | | 山科言繼 | | | 公繼 |
| 16 | 高倉永相 | 從二位 | 消息 | | | 山科言繼 | 日野輝資 | | 公繼 |
| 17 | 六条有親 | 左少将 | 消息 | | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | | 繼 |

| | | | | | | | |
|--------|--------|--------|----|-------|-------|-------|----|
| 18 | 万里小路長教 | 正五位上 | 消息 | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | 繼 |
| | 広橋兼勝 | 正五位上 | 消息 | | 山科言繼 | 日野輝資 | 公繼 |
| 24 | 高倉永相 | 權中納言 | 消息 | | 山科言繼 | 広橋兼勝 | 公繼 |
| 26 | 冷泉為満 | 從四位下 | 消息 | | 山科言繼 | 中御門長教 | 繼 |
| 28 | 庭田重通 | 權中納言 | 消息 | | 山科言繼 | 烏丸光宣 | 公繼 |
| | 勸修寺晴豊 | 權中納言 | 消息 | | 山科言繼 | 烏丸光宣 | 公繼 |
| | 冷泉為純 | 侍從 | 消息 | | 山科言繼 | 烏丸光宣 | 公繼 |
| 29 | 吉田兼興 | 神祇權大副 | 消息 | | 山科言繼 | 中御門長教 | 繼 |
| 30 | 柳原淳光 | 從二位 | 消息 | | 山科言繼 | 日野輝資 | 公繼 |
| | 大炊御門経頼 | 從三位 | 消息 | | 山科言繼 | 日野輝資 | 公繼 |
| | 五辻為仲 | 從三位 | 消息 | | 山科言繼 | 日野輝資 | 公繼 |
| | 松木宗房 | 從三位 | 消息 | | | | 公 |
| | 中院通勝 | 從三位 | 消息 | | | | 公 |
| 770105 | 飛鳥井雅敦 | 從三位 | 消息 | 中山親綱 | | | 公湯 |
| | 四辻公遠 | 從二位 | 消息 | 中御門長教 | | 中御門長教 | 公湯 |
| 0208 | 中御門宣教 | 從四位上 | 消息 | | | 中御門長教 | 公湯 |
| | 広橋兼勝 | 從四位上 | 消息 | | | 中御門長教 | 公湯 |
| 0422 | 飛鳥井雅敦 | 右兵衛督 | 消息 | 中山孝親 | | | 公湯 |
| 1120 | 一条内基 | 左大臣 | 節会 | | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | 公兼 |
| | 織田信長 | 右大臣 | 節会 | | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | 公兼 |
| | 二条昭実 | 内大臣左大将 | 節会 | | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | 公兼 |
| | 三条西実枝 | 大納言 | | | | | 公 |
| | 持明院基孝 | 中納言 | | | | | 公 |
| 780106 | 織田信長 | 正二位 | 叙位 | | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | 公 |
| | 西園寺実益 | 從二位 | 叙位 | | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | 公 |
| | 三条西公国 | 正三位 | 叙位 | | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | 公 |
| | 久我季通 | 從三位 | 叙位 | | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | 公 |
| | 三条実綱 | 從三位 | 叙位 | | 三条西実枝 | 広橋兼勝 | 公 |
| 790105 | 冷泉為満 | 從四位上 | 消息 | 広橋兼勝 | | | 経 |

| 年月日 | 申請者 | 官位 | 形式 | 奏請 | 取り次ぎ | 上卿(執筆) | 奉行職事(清書) | 備考 | 出典 |
|--------|--------------|---------|-----|-------|------|--------|----------|---------|-----|
| | 山科言緒 | 從五位下 | 消息 | | 広橋兼勝 | | | | 経 |
| 0120 | 二条昭実 | 右大臣 | 消息 | | | 勸修寺晴豊 | 中御門長教 | | 公湯 |
| | 三条西実枝 | 内大臣 | 消息 | | | 勸修寺晴豊 | 中御門長教 | 臨終 | 公湯 |
| 27 | 菊亭晴季 | 内大臣 | 消息 | | 四辻公遠 | | 中御門長教 | | 公湯 |
| 0427 | 烏丸光康 | 從一位准大臣 | 消息 | | 広橋兼勝 | | 中御門長教 | | 公湯 |
| 801207 | 久我季通 | 正三位 | 消息 | 勸修寺晴豊 | | | | | 公湯 |
| 810115 | 日野資勝 | 從五位上 | 消息 | 広橋兼勝 | | | | | 公湯 |
| 0429 | 一条内基 | 関白 | 陣儀 | | | 庭田重保 | 万里小路充房 | | 公 |
| 0503 | 島津義久 | 從四位下 | 消息 | | | 水無瀬兼成 | 万里小路充房 | | 薩湯 |
| 0724 | 土佐一条諸大夫叙爵・加級 | | 消息 | 中山親綱 | | | | | 湯 |
| 29 | 万里小路充房 | 從四位下 | 消息 | 甘露寺経元 | | | | | 公湯 |
| 820106 | 万里小路充房 | 從四位上 | 消息 | 甘露寺経元 | | | | | 公湯 |
| | 広橋絵光 | 從五位下 | 消息 | | 中山慶親 | | | | 公湯 |
| 12 | 久我季通 | 権大納言 | 消息 | 勸修寺晴豊 | | | 万里小路充房 | | 公湯 |
| 0503 | 吉田兼和 | 從三位 | 消息 | 誠仁親王 | | | | | 兼湯 |
| 830124 | 五辻為仲 | 大藏卿 | 消息 | 中山親綱 | | | | | 湯 |
| 26 | 水無瀬氏成 | 正五位下 | 消息 | 甘露寺経元 | | | | | 湯 |
| 850212 | 二条昭実 | 関白 | 陣儀 | | | 甘露寺経元 | 中御門宣光 | | 経兼公 |
| 26 | 織田信雄 | 正三位権大納言 | 消息 | 秀吉 | | | | | 公兼 |
| 0310 | 近衛信輔 | 左大臣 | 陣儀 | | | 甘露寺経元 | 中山慶親 | | 公兼 |
| | 菊亭晴季 | 右大臣 | 陣儀 | | | 甘露寺経元 | 中山慶親 | | 公兼 |
| | 羽柴秀吉 | 正二位内大臣 | 陣儀 | | | 甘露寺経元 | 中山慶親 | | 公兼 |
| 20 | 伊達政宗 | 從五位下美作守 | 消息 | 天台座主 | | 水無瀬兼成 | 万里小路充房 | | 伊 |
| 0711 | 藤原秀吉 | 從一位関白 | 陣儀 | | | 柳原淳光 | 中山慶親 | | 公兼 |
| | 近衛信輔 | 從一位 | | | | | | | 公 |
| | 細川忠興 | 從四位下侍從 | 消息? | 秀吉 | | | | 当代武家任官始 | 大 |
| 13 | 津田重長 | 從五位下大炊頭 | 消息? | 秀吉? | | 柳原淳光 | 中御門宣光 | | 大 |
| 860106 | 烏丸光広 | 正五位下 | 消息 | 中山親綱 | | | | | 公湯 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------------------|--------------------------------|----------------|----------------|-------------------------------|----------------------|------------------------|-------------------|--|--|--|--|------------------|
| 1109 | 木下半左衛門 日根野半左衛門 | 諸大夫 諸大夫 | 消息 消息 | 関白 関白 | | | | | | | | | 湯 湯 湯 湯 |
| 870727 | 木下平大夫 南条官兵衛 | 從五位下 從五位下 | 消息 消息 | 関白 関白 | | | | | | | | | |
| 0808 | 徳川家康 羽柴秀長 | 從二位權大納言 從二位權大納言 | 消息 消息 | | 中山親綱 菊亭晴季 久我季通 勸修寺晴豊 | | | | | | | | 公湯 |
| 880307 | 大友義統 | 從五位下 | 消息 | 関白 | 菊亭晴季 久我季通 勸修寺晴豊 | | | | | | | | 湯 |
| 0406 | 京極高次 | 從四位下侍從 | 消息 | | 中山親綱 久我季通 菊亭晴季 勸修寺晴豊 | | | | | | | | 湯 |
| 0526 | 上杉景勝 | 從三位 | 消息 | | 中山親綱 菊亭晴季 勸修寺晴豊 中山親綱 | | | | | | | | 湯 |
| 0615 | 島津義弘 | 從五位下侍從 | 消息 | | 勸修寺晴豊 | 万里小路充房 | | | | | | | 薩 |
| 0725 | 毛利輝元 | 參議 侍從 | 消息 消息 | | 勸修寺晴豊 中山親綱 | 中山慶親 万里小路充房 | 菊亭晴季 久我季通 | | | | | | 毛 毛 |
| | 小早川隆景 | 從四位下 侍從 | 消息 消息 | | 中山親綱 勸修寺晴豊 | 万里小路充房 中山慶親 | 勸修寺晴豊 中山親綱 | | | | | | 小 小 |
| | 吉川広家 | 從四位下 侍從 | 消息 消息 | | 中山親綱 勸修寺晴豊 | 中山慶親 万里小路充房 | 以上祖候 豊臣姓 | | | | | | 吉 吉 |
| 26 | 堅田元慶 口羽春良 渡辺長 | 從五位下兵部少輔 從五位下伯耆守 從五位下飛騨守 | 消息 消息 消息 | 秀吉 秀吉 秀吉 | 勸修寺晴豊 勸修寺晴豊 勸修寺晴豊 | 鳥丸光宣 中山親綱 日野輝資 | 中御門資胤 中御門資胤 中山慶親 | 豊臣姓 豊臣姓 豊臣姓 | | | | | 関 関 関 |

| 年月日 | 申請者 | 官位 | 形式 | 奏請 | 取り次ぎ | 上卿(執筆) | 奉行職事(清書) | 備考 | 出典 |
|--------|------------|---------------|----|-----|-----------------------|---------|----------|--------|----|
| | 粟屋元貞 | 従五位下右近大夫 | 消息 | 秀吉 | 勸修寺晴豊 | 西園寺実益 | 中山慶親 | 豊臣姓 | 関 |
| | 围司元藏 | 従五位下華人佑 | 消息 | 秀吉 | 勸修寺晴豊 | 中山親綱 | 中御門宣泰 | 豊臣姓 | 関 |
| | 島津義弘 | 従四位下 | 消息 | | | 久我季通 | 葉室頼宣 | 豊臣姓 | 薩 |
| 890519 | 大友義述 | 従五位下侍従 | 消息 | 関白 | | | | | 湯 |
| 0713 | 粟屋元吉 | 従五位下采女正 | 消息 | | | 中山親綱 | 中御門宣泰 | 豊臣姓 | 関 |
| | 児玉元次 | 従五位下宮内少輔 | 消息 | | | 持明院基孝 | 葉室頼宣 | 豊臣姓 | 関 |
| | 平佐元貞 | 従五位下主計助 | 消息 | | | 日野輝資 | 勸修寺晴豊 | 豊臣姓 | 関 |
| | 出羽元勝 | 従五位下出雲守 | 消息 | | | 鳥丸光宣 | 中御門宣泰 | 豊臣姓 | 関 |
| | 小早川秀包 | 侍従 | 消息 | | | 勸修寺晴豊 | 勸修寺光豊 | 豊臣姓 | 関 |
| 900121 | 前田利家 | 参議 | 消息 | | 菊亭晴季 勸修寺晴豊 | | | | 公湯 |
| 1229 | 徳川秀忠 | 従四位下 | 消息 | 関白殿 | 菊亭晴季 久我季通 勸修寺晴豊 | | | 公家成り | 晴湯 |
| 910102 | 佐竹義宣 同名 | 従四位下侍従 諸大夫 | 消息 | 関白 | 中山親綱 菊亭晴季 勸修寺晴豊 | | | 昇殿 | 晴湯 |
| 0212 | 伊達政宗 | 従四位下侍従 | 消息 | | | 勸修寺晴豊 | | 家康事外氣遣 | 晴 |
| 1128 | 羽柴秀次 | 正二位権大納言 | 消息 | | | | 勸修寺晴豊 | | 公晴 |
| 1204 | 羽柴秀次 | 内大臣 | 陣儀 | | | 広橋兼勝 | 中御門宣泰 | | 公晴 |
| 27 | 羽柴秀次 | 関白 | 陣儀 | | | 鳥丸光宣 | 葉室頼宣 | | 公晴 |
| 931003 | 山中長俊 | 従五位下山城守 | 消息 | 秀吉 | | | | 諸大夫 | 駒 |
| | 木下吉隆 | 従五位下大膳大夫 | 消息 | 秀吉 | | | | 諸大夫 | 駒 |
| 940503 | 小南元重 | 従五位下宮内少輔 | 消息 | | | 正親町三条公仲 | 勸修寺晴豊 | | 防 |
| 950106 | 毛利輝元 | 権中納言 | 消息 | 太閤 | 菊亭晴季ら四人 | 勸修寺晴豊 | 右少弁経遠 | | 毛 |

| | | | | | | | | | |
|--------|-------|----------|-----|----|---------|--------|-------|-------|----|
| 22 | 小早川隆景 | 參議 | 消息 | 太閤 | | | | | 湯 |
| 0207 | | 諸大夫 | 消息 | 太閤 | | | | | 湯 |
| 14 | 鍋島勝茂 | 從五位下信濃守 | 消息 | 太閤 | | | | 豊臣姓 | 湯寛 |
| 27 | 穴戸元次 | 從五位下備前守 | 消息 | 太閤 | 菊亭晴季ら四人 | 勸修寺晴豊 | 右少弁経遠 | 豊臣姓 | 湯関 |
| 0320 | 本多康重 | 從五位下豊後守 | 消息 | | 勸修寺晴豊 | | | 家康諸大夫 | 湯寛 |
| | | | | | 中山親綱 | | | 十四人 | |
| 0805 | 小早川隆景 | 從三位 | 消息 | 太閤 | | 中山親綱 | 勸修寺晴豊 | 豊臣姓 | 小 |
| | | 權中納言 | 消息 | | 中山親綱 | 勸修寺晴豊 | 中御門資胤 | | 小 |
| | | | | | 久我季通 | | | | |
| | | | | | 勸修寺晴豊 | | | | |
| 1106 | 二宮就辰 | 從五位下信濃守 | 消息 | | | 勸修寺晴豊 | 中御門資胤 | 豊臣姓 | 関 |
| 960512 | 熊谷元直 | 從五位下伊豆守 | 消息 | | | 花山院家雅 | 右少弁資淳 | 豊臣姓 | 関 |
| 980105 | 広橋総光 | 正五位上 | 消息 | | 日野資勝 | | | | 湯 |
| 0317 | 一人 | 諸大夫 | 消息 | 太閤 | 勸修寺晴豊 | | | | 湯 |
| | | | | | 中山親綱 | | | | |
| 0420 | 豊臣秀頼 | 從二位權中納言 | 陣儀 | | 勸修寺晴豊 | 西園寺実益 | 日野資勝 | | 湯 |
| | | | | | 中山親綱 | | | | |
| 990111 | 前田利長 | 從三位權中納言 | 陣儀? | | | | | | 公 |
| | 相良頼房 | 從五位下左兵衛佐 | 消息 | | | 久我教通 | 広橋総光 | 豊臣姓 | 相 |
| 26 | 島津又八郎 | 昇殿 | 消息 | 秀頼 | 伝奏 | | | | 湯 |
| 1219 | 九条兼孝 | 関白 | 消息? | | | 万里小路充房 | 関基継 | 再任 | 経湯 |
| 010106 | 勸修寺晴豊 | 從一位 | 叙位 | | | 鷹司信房 | 関基継 | 関白内覧 | 公湯 |
| | 九条忠栄 | 正三位 | | | | | | | |
| | 西洞院時慶 | 正三位 | | | | | | | |

注) 同日に複数の叙任があったが一例のみを載せた場合がある。

出典欄の略称は、公—公卿補任・継一言継卿記・湯—お湯殿の上の日記・毛—毛利家文書・歴—歴名土代・埼—埼玉県史・薩—薩藩旧記雑録・吉—吉川家文書・兼—兼見卿記・経一言経卿記・伊—伊達家文書・大—大日本史料・小—小早川家文書・関—萩藩関閩録・晴—晴豊日記・駒—駒井日記・防—防長風土注進案・寛—寛政重修諸家譜を意味する。

任)が勅許された後でも、その宣下が陣宣下か消息宣下か未定という状況が生まれている。(ただし、これは陣宣下によって行われている。⁽⁶⁾)また、三大臣の場合ではないが、1489年(延徳1)の二条持通(太閤)の准后勅許は消息宣下により、「俗中准后消息宣下初例也。不可然事也」とされて⁽⁷⁾いる。

こうした事態は、一般の叙位・任官の場合は一層顕著だったと思われる。後土御門天皇をはじめ後柏原・後奈良天皇も、即位に合わせて朝儀の復興に努め、間歇的に叙位・除目が行われたが、長続きしなかった。⁽⁸⁾また、陣儀による叙位・任官(=陣宣下)も、後述する事情により困難となり、16世紀後半には、特殊な場合を除いて消息宣下によって行われるようになって⁽⁹⁾いる。表三は、1558年(永禄1)から1601年(慶長6)にかけての、手続きの判明する官位叙任の事例をまとめたものだが、消息宣下によるものは約85パーセントに及んでいる。しかも、同日大量発給のものや、ここに記載されていない多数の事情不明のものは、その性格からいってほとんどが消息宣下によると考えられ、実際には95パーセント以上が消息宣下によっているとして、ほぼ誤りないと思われる。

こうした状況を生み出した最大の原因は、朝儀執行のための費用の調達⁽¹⁰⁾の困難化であった。そのため、後柏原・後奈良天皇の即位が踐祚後大幅に遅れたことは周知の事実だが、叙位・任官においても事情はさして変わらなかった。これを、16世紀前半における例外的ケースである、1506年(永正3)の鷹司兼輔の消息宣下による内大臣補任の場合(表二参照)に即して検討してみよう。兼輔の「任槐」は前年には決定していたが、「陣下行不事行」により宣下が翌年に延引した。この「陣下行」は三百疋程だったが、「乱来自本家沙汰」することになったとされている。⁽⁹⁾結局兼輔はこの三百疋が調達できずに、消息宣下という形態をとらざるをえなかった⁽¹⁰⁾のである。

それでは、応仁の乱以前はどうであり、それがなぜ「自本家沙汰」するようになったのか。この点については、時期と性格は多少異なるが、1580年に春日社仮遷宮日次決定のために開かれた陣儀の、費用調達の問題が参考となる。「多聞院日記」には、「其入目前々者武家御所御沙汰歟、公方様無御在京間、先年之時者調手依無之、寺門ヨリ被償畢由也。今度之儀も其被仰事在の由也。入目員数先年ハ拾七貫文被出之歟。今度儀者拾五貫文ニテ先以被申調由也。」とある。⁽¹¹⁾つまり、以前は「入目」(＝費用)は「武家御所」(＝幕府)から出されていたが、「公方様」(＝将軍)が在京していない(義昭は毛利氏の庇護下、備後鞆にいる)ため、興福寺が自前で調達しなければならなくなったというのである。⁽¹²⁾ちなみにその十五貫文の内訳は、一献料三百疋・上卿(＝陣儀主宰者)への礼三百疋・参仕弁への礼百疋・六位外記への礼百疋・六位史人への礼百疋・陣官人への礼百疋・陣簾五十疋などとなっている。ここからすれば、応仁の乱以前は、陣儀開催の費用は幕府が賄っていたと考えてよいだろう。ところが、その後幕府が衰退・没落したために、陣儀の費用は利害当事者が自前で調達しなければならなくなり、零落した公家にはその能力がなかったということである。実際、1480年3月、五年ぶりで県召除目が行われたが、これは「宰相中將殿御昇進」即ち足利義尚の権大納言昇任のために、「為武家被申行」たものであった。そして、関白五千疋・執筆二千疋・公卿殿上人三百疋など合計三万疋の惣用が幕府より支払われた。つまり幕府も、自らに直接関わる朝儀についてのみ、費用を支出するようになったのである。⁽¹³⁾

さらに、陣儀開催には別の困難が存在した。兼輔は、翌年右大臣に転任したが、このときも消息宣下によった。それは、同時に昇進する三条実香の任内大臣のための陣儀に便乗できなかったためである。その事情は次のように記されている。「此転任、去六日消息宣下也。今日於陣同日可然之処、六位外記陣官人等、別下行事申之。一人五十疋許歟。本任槐人各百疋

宛下行之。乱来新儀也。此下行雖少分，依不事行，兼日為消息。」⁽¹⁴⁾つまり、これも「乱来新儀」とされる、陣儀の実務を執行する地下官人の礼錢下行要求に応じることができなかったのである。「官司請負」制下で職務遂行によって生じる利益が重要な収入源であることは一般的であろうが、朝廷の機能が極限化される中で、叙位・任官に関わる収入の比重は、地下官人にとって一層増したと思われる。それが、「乱来新儀」の要求となって現れたのであろう。問題は、それを公卿側も容認せざるをえないことである。格式を大切にすれば、先例・伝統を維持しなければならない。しかし、それは経済的実態と対応しておらず、結果的には格式を落とし伝統を放棄せざるをえないことになるのである。ここに公家社会のジレンマを見て取ることもできよう。

実際、こうした公家上層（＝堂上）の鬱憤が表面化したと思われる事件が、この時期起きている。それは、1507年の六位の蔵人を極藹としていた藤原資直という人物に対する昇殿許可問題である。その前々年に関白九条尚経が、資直に昇殿を許し堂上に列させることを申請した。これに対し「殿上人等一同憤申」して連署の訴状を提出、堂上に列することは許さず「聴昇殿可為地下之分」という「勅答」を得た。ところがこの年、彼を「仙籍」に加える旨の決定がなされた。伝統墨守派で悲憤慷慨家の中御門宣胤は、「今度御沙汰又如何。資直父始為源康俊（一条殿諸大夫久任父）子為源氏，近改為藤氏。是誰子分哉。俊通父祖無知人，出自二条殿御流分新作系図，申九条殿（政基公）令書与給云々。以外次第也。非譜代，無才無芸，無威無好，依何事可列雲客哉。父俊通（九条殿諸大夫）始而叙三位，資直始而被補六位蔵人，過分之至極也。朝家零落歎而有余者乎」と、あらん限りの悪罵と嘆きを日記に記している。⁽¹⁵⁾この件は、再び「雲客中」が連署して反対し、「室町殿」の「御奏聞」もあって、結局「可為地下昇殿」ということで落ち着いた。⁽¹⁶⁾しかし、公家社会の没落がその内部での家格な

どの秩序の動揺・下層の地位の相対的上昇を招いている状況が、ここには如実に示されているといえよう。

こうして、除目・叙位はおろか陣儀による叙位・任官も、公家社会の没落とともに困難の度を増していったのである。それは、将軍家においても同様だった。1502年（文亀2）、将軍足利義高は従四位下参議左中將に叙任されたが、「雖可為陣儀、依無要聊消息宣下也」という為体⁽¹⁷⁾だった。したがって、消息宣下という方式が主流化するのも必然だったといっていよう。これは、官位の上下や被授与者の家格によらない一般的傾向だった。この点は、大臣補任すらそうであるので詳述の必要はないが、表三によって、1559年の日野内光への従一位左大臣追贈、1573年（元亀4）の二条昭実の従二位叙位の場合を指摘しておく。

この消息宣下の実際を、1563年の松尾社務相光朝臣の三位上階を例として、簡単に見てみよう。これは、4月15日に山科言継の従者である与二郎が松尾社務へ使いに行った折に、社務から「三位之事申入度」という書状を託されたことに始まる。言継は、早速翌日御所に出向き、長橋局を通じてこの件を披露、直ちに勅許を得、その足で勸修寺晴豊（左少弁・蔵人＝職事）の許に向い口宣案を所望した。これもすぐに作成されたらしく、その翌日には口宣案が与二郎によって松尾社務に届けられている。言継は、その帰りに託された「禁裏へ御禮御扇、杉原之代五十疋、長橋局へ樽代三十疋」を御所に持参し、酒をご馳走になった。言継自身は新茶三袋をもらっている。その翌日、言継は礼錢十疋を勸修寺晴豊に届けた。という次第で、⁽¹⁸⁾全ては四日間で終わっている。正式の手続きだけに限ると、「何も即刻に被調与候了」ということで、一日で終了した例もある。⁽¹⁹⁾これらの事実には、当時の朝廷における政治的意思決定・伝達のあり方が示されているが、それらは次章で検討することとし、ここでは、手続きが極めて簡便なこと、費用も少なくてすむこと、「官職難儀」の説明にあるような外記等地下官

人の関与が不明瞭なことを指摘するにとどめたい。ただ、最後の点について付言しておく、前述の義高の消息宣下による叙任の際は、宣旨と位記とがそれぞれ大外記と大内記によって室町殿に持参され、礼として砂金が渡されている。また、公家の叙任の場合は、上卿より局務に伝宣している例も多い⁽²⁰⁾。しかし後述するように、簡便化の方向の中で地下官人の役割が薄らいでいくのではないと思われる。

以上のように官位叙任制度は、応仁の乱を境として、室町幕府の衰退と公家社会の窮乏化により変質が始まり、おそらく明応の政変を画期とする16世紀前半の動揺を経て、16世紀後半の消息宣下の定着・一般化へと進んだのである。

こうした状況を踏まえ、近世への移行を見通す上で重要な問題は、武家官位がどのように扱われているかである。全国の武家が、その政治的地位の象徴として官位を求めたことは周知の事実であり、彼らにはそのための負担をする十分な経済力もあったはずである。

第一に指摘すべきは、推挙主体の多様化である。室町期には将軍が官途推挙権を握っていたとされるが、足利義輝の横死など将軍の地位に変動があると、直ちに別の推挙者が求められるのであり、この権限は将軍固有のものとは意識されていなかったのである（表三参照）。

たとえば、将軍空位期の1566年、常陸の結城（水谷）政村は山科言継を通じて伊勢守に補任されたが、それは以下のような事情によるものだった。2月26日の暮れに、常陸の国人で叡山東塔西谷の真善坊という男が言継の家を訪れ、常州中郡の禁裏料所の貢租の運上を馳走したいと申し出た。その後何度か談合を重ね、その中で、見返りとして結城父子への口宣案発給が要求され、推挙依頼の理由の一つとしてか、結城家と山科家とが四条流藤原氏という「一家」であることが話題となった。そこで言継は諸方面に働きかけ、口宣案および料所と推任に関する女房奉書を調達し、ま

た結城家の系図も作成して3月9日に真善坊に渡し、同時に、「向後連々可申承候。於京都自然相当之堅用可示給候。不可有疎意候」との政村宛の書状を託した。⁽²²⁾ このように、要求する側も推挙する側も全く未知な者同士が、不確実な関係を根拠に経済的利害でいとも簡単に結び付き、官職の推任が行われていたのである。ここには、幕府への配慮は全く示されていない。ところで、これには後日談がある。この翌々年言継は「結城殿」宛に、書状と口宣案の到着を問い合わせ、併せて料所の馳走を依頼する書状を出している。そこに「其後不能御報候」とあるから、料所貢租の運上はおろか、伊勢守推任の礼すらも送られてこなかったようである。まるで詐欺にひっかかったような話である。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

だから、先走っていえば、後に豊臣秀吉によって創出される武家官位制度において、その推挙権が室町將軍の権限を継承したものであるとするのは、形式論としても成り立たない議論である。ましてそれを関白固有の権限であったごとく主張するのは、歴史的な前提を踏まえない空論にすぎない。⁽²⁵⁾

第二には、宣下形式に関するこだわりが見られないことである。表三で見ると、足利將軍と織田・豊臣氏以外はすべて消息宣下によっている。しかも、大内義興は、1508年に父政弘に三位を追贈されたとき位記を望まず、礼錢獲得の機会を失った大内記五条為学から「沙汰外事也」と日記で非難されている。⁽²⁶⁾ これは、前述の將軍義高の場合と対照的である。

逆にいえば、位記授与や陣宣下などの伝統的形式にもっともこだわっていたのは、將軍家だったということである。「官職難儀」がいうように、1563年頃は「陣座顛倒」という状態だったようだが、特に近々陣儀が行われるわけでもないのに、「禁裏陣座為武家可被取立」として、奉行人や大工総官が御所にやってきて「古材木検知」を行っている。⁽²⁷⁾ また、公家側は御室理證院の「御弟子御所親王宣下之事、陣座無之間、消息宣下之儀可申調」とあっさりしたものだが、足利義昭が陣宣下によって従三位大納言

に叙任されたときは、わざわざ「陣座今日仮取立了」たのだった。⁽²⁹⁾ とりわけ将軍就任は陣宣下にこだわっており、1566年の足利義栄の将軍宣下は「惣用悪物之間、各訴訟不可請取」（悪銭が多かったということか）という⁽³⁰⁾ことで延引となったが、翌日には費用を調べ陣儀を開催している。こうして、将軍就任だけはともかくも陣宣下によることができたのである。したがって、官位叙任の手続きを伝統に則って行うかどうかは、伝統的官位制度それ自体の秩序とは別の論理で、決定されるようになっていくといえるだろう。これまた先走っていえば、1575年の織田信長の右大將補任の陣儀において、「自信長被立陣之座也。被申付本式」⁽³¹⁾たのは、既に橋本政宣氏が指摘しているように、⁽³²⁾ 伝統の再興ではなく、陣座を仮にしか取り立てられなかった足利義昭への対抗に、第一義的な目的があったのである。

- (1) 『群書類従』第五輯所収。
- (2) 岡田智行「院評定制の成立」（『年報中世史研究』11号 1986年）。
- (3) 「御遊抄」（『統群書類従』第十九輯上所収）。
- (4) 「宣胤卿記」延徳元年正月一日条。
- (5) 補任の件数もほぼ半減している。これは人事の停滞を示しているが、本文四-1での鷹司家の例に見られるように、任官の主たる対象となる摂関家が衰退したことが影響しているものと思われる。
- (6) 「宣胤卿記」文明十三年六月一・八日条。
- (7) 同上 延徳元年四月四日条。
- (8) 富田前掲「室町殿と天皇」42～3ページ参照。
- (9) 「宣胤卿記」永正三年正月二十八日条。
- (10) 前述の徳大寺実淳の「任槐」のための陣儀でも、「諸司下行等、本人沙汰云々。近年式也」とされている（同上 文明十三年六月八日条）。
- (11) 「多聞院日記」四十四，天正八年五月条。
- (12) 実際、1506年の「春日社木作始日時定陣儀」の「惣用五百疋」は武家よ

り下行されている（「宣胤卿記」永正三年九月十七日条）。

- (13) 「宣胤卿記」文明十二年三月二十五日条。
- (14) 同上 永正四年四月九日条。
- (15) 同上 永正四年正月四日条。
- (16) 同上 永正四年正月二十一日・二月六日条。
- (17) 「拾芥記」文龜二年七月十二日条。
- (18) 「言繼卿記」永祿六年四月十五～十八日条。
- (19) 同上 天文三年三月二十六日条。
- (20) 同上 天正四年十二月三十日条など。
- (21) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』（吉川弘文館 1985 年）参照。
- (22) 「言繼卿記」永祿九年二月二十六・二十九日，三月二・四・五・六・八・九日条。
- (23) 同上 永祿十一年十一月五日条。
- (24) 「水谷家譜」（『結城市史 古代中世史料編』所収）によれば，水谷氏は結城氏の家臣で平姓であり，政村は忠功により結城氏を授けられたとされているが，伊勢守を称したとはされていないから（但し父正吉と子勝俊は伊勢守を称す），本当の詐欺だったのかもしれない。
- (25) 具体的論証は別稿で行うが，これは秀吉の私的実力によって事実上ほぼ独占的に行使しえた権限であり，秀次が関白に存在していた時期でも，関白の承認を必要とするような制度はなかったと，私は考えている。
- (26) 「拾芥記」永正五年十月十四日条。
- (27) 「宣繼卿記」永祿六年七月十九日条。
- (28) 同上 永祿七年十二月二十四日条。
- (29) 同上 永祿十二年六月二十二日条。だから，「陣座顛倒」というのは陣置下ができない決定的な理由にはならないのである。
- (30) 同上 永祿十一年二月七・八日条。
- (31) 「兼見卿記」天正三年十一月五日条。
- (32) 橋本政宣「織田信長と朝廷」（『日本歴史』405号 1982年）。

(表四) 改元手続き表

| 年号 | 理由 | 陣 儀 上 卿 | 参加人数 | 人 名 | 勘者人数 | 人 名 |
|----|------|-------------|------|---|------|--|
| 明応 | 疾疫 | 左大臣 徳大寺実淳 | 六人 | 権大納言 甘露寺親長 四條隆 丘 松木宗綱 権中納言 小倉季種 参議 中院通世 姉小路基綱 | 三人 | 式部大輔 高辻長直 文章博士 唐橋在数* 東坊城和長 |
| 文亀 | 代始革命 | 右大臣 九条尚経 | 七人 | 権大納言 三条西実隆 権中納言 勘修寺政顕 参議 甘露寺元長 小倉季種 園基 宥 庭田重経 中御門宣秀 | 三人 | 式部大輔 高辻長直 文章博士 東坊城和長* 高辻章長 |
| 永正 | 革命 | 左大臣 菊亭公興 | 四人 | 権大納言 三条西実隆 権中納言 小倉季種 参議 甘露寺元長 万里小路宣秀 | 四人 | 式部大輔 高辻長直* 参議 東坊城和長 文章博士 高辻章長 五条為学 |
| 大永 | 兵革天変 | 内大臣 徳大寺公胤 | 六人 | 権大納言 中御門宣秀 権中納言 三条西公条 参議 甘露寺伊長 五条為学 冷皇為和 万里小路秀房 | 五人 | 権大納言 東坊城和長 前権大納言 高辻長直 参議 五条為学* 文章博士 東坊城長光 五条為康 |
| 享禄 | 代始 | 権大納言 三条西公条 | 四人 | 権大納言 三条公頼 権中納言 中院通胤 参議 庭田重視 柳原資定 | 六人 | 前権大納言 高辻長直 文章博士 東坊城長淳* 五条為康 唐橋在淳 |
| 天文 | 兵革 | 権大納言 三条西公条 | 四人 | 権大納言 三条公頼 権中納言 五条為学 参議 庭田重視 三条西実世 | 三人 | 文章博士 高辻長雅* |
| 弘治 | 兵革 | 権大納言 万里小路惟房 | 五人 | 権大納言 広橋国光 前権中納言 五条通為 権中納言 高辻長雅 参議 水無瀬親氏 庭田重保 | 二人 | 権中納言 高辻長雅* (文章博士) 兵部卿 五条為康 (権中納言) |
| 永禄 | 代始 | 左大臣 西園寺公朝 | 四人 | 前権大納言 柳原資定 権大納言 中院通為 権中納言 高辻長雅 参議 水無瀬親氏 | 二人 | 権中納言 高辻長雅* (文章博士) 兵部卿 五条為康 (権中納言) |
| 元亀 | 兵革 | 権大納言 三条西実澄 | 四人 | 権大納言 菊亭晴季 前権中納言 高辻長雅 参議 持明院基孝 四辻公遠 | 二人 | 式部大輔 高辻長雅* 文章博士 東坊城盛長 |

戦国・織豊期の朝廷政治

| 年号 | 理由 | 陣儀上卿 | 参加人数 | 人名 | 勤者人数 | 人名 |
|----|----|-----------|------|---|------|----------------------------------|
| 天正 | 兵革 | 権大納言 菊亭晴季 | 四人 | 前権中納言 高辻長雅 権中納言 四辻公遠 参議 持明院基孝 甘露寺経元 | 二人 | 式部大輔 高辻長雅* 文章博士 東坊城盛長 |
| 文禄 | 代始 | 右大臣 菊亭晴季 | 四人 | 権中納言 水無瀬兼成 庭田重通 広橋兼勝 参議 中山慶親 | 二人 | 式部大輔 東坊城盛長* 文章博士 五条為良 (為経) |
| 慶長 | 天変 | 権大納言 鷹司信房 | 八人 | 権大納言 日野御資 久我致通 権中納言 水無瀬兼成 広橋兼勝 花山院家雅 万里小路充房 参議 高倉永孝 六条有広 | 二人 | 文章博士 五条為経* 式部大輔 東坊城盛長 |
| 元和 | 代始 | 右大臣 近衛信尋 | 十人 | 権大納言 花山院定熙 日野資勝 権中納言 六条有広 飛鳥井雅庸 鳥丸光広 広橋總光 徳大寺実久 西園寺公益 菊亭宣季 参議 日野光慶 | 三人 | 式部大輔 五条為経* 文章博士 東坊城長維 五条為適 |
| 寛永 | 革命 | 右大臣 一条兼退 | 九人 | 権大納言 鳥丸光広 西園寺公益 権中納言 四辻季繼 阿野実顯 参議 日野光慶 中院通村 広橋兼賢 柳原業光 花山院定好 | 二人 | 文章博士 東坊城長維* 五条為適 |
| 正保 | 代始 | 左大臣 九条道房 | 七人 | 権大納言 徳大寺公信 権中納言 姫小路公景 参議 鷺尾隆康 清閑寺共綱 平松時庸 広橋綏光 日野弘資 | 四人 | 文章博士 東坊城知長* |

注) 典拠は、「統史愚抄」・「親長卿記」・「公卿補任」・「資定卿改定記」・「拾芥記」・「言継卿記」・「弘治改元定記」・「宣胤卿記」・「二水記」・「後法興院政家記」・「改元勘文部類」・「言緒卿記」・「義演准后日記」・「実隆公記」・「改元部類記別録」。

*印は、勤進した年号が採択された勤者。

勤者の人数と人名数は、人名未確認部分が存在するため、一部不整合。

2. 改元

当該期の改元には、代始・革命・革命・災異など、伝統的に朝廷によって行われてきたものと、京都を中心とする「天下」を制したものが、その宣言として行うものがあった。前者については、1561年（永禄4）の辛酉・64年の甲子・1621年（元和7）の辛酉の革命・革命改元が行われず、1629年（寛永6）に践祚した明正天皇の代始改元が行われなかったように、その原則は大きく崩れていた。一方後者には、細川高国の大永改元・足利義昭の元亀改元・織田信長の天正改元などがある。また、文禄改元は後陽成天皇の代始改元とされているが、践祚後六年が経過しており、むしろ、後北条氏を滅ぼし朝鮮への侵略軍を派遣した、豊臣秀吉の主導によるものと考えられる。元和改元も後水尾天皇の代始改元とされているが、践祚四年後のことであり、豊臣秀頼を滅ぼし「元和偃武」を実現した、徳川家康の主導によるものと考えられる。寛永改元は革命の年に当たっているが、前年将軍に就任した徳川家光の代始宣言と考えられる⁽¹⁾。こうした事態は、改元の実施が朝廷の自力では困難になってきており、武家への依存性・武家の主導性が強まっていたことを示唆している。これは、手続き面にはどう現れていただろうか。

『古事類苑』に「改元定ハ朝廷ノ重事ニシテ、其式ハ略々一定シタリ、即チ改元ノ前数日ニ、年号勘者宣下アリテ、式部大輔、文章博士、及ビ其任ニ勝ヘタル公卿等ヲシテ勘文ヲ献ラシム。勘文ハ經史ニ拠リテ、好字を扱ブモノナリ。既ニシテ諸卿ヲ召シ集メテ仗議セシメ、互ニ其優劣ヲ論争ス。之ヲ難陳ト謂フ。難陳ノ後ハ藏人ニ付シテ奏聞シ、聖旨ヲ待チテ之ヲ決ス⁽²⁾」とある。当該期も、この手続きは基本的に守られていた。しかし、そこにはさまざまな困難があった。これについて、表四を参照しながら検討することとしよう。

その第一は、年号勘文を提出する勘者の確保の困難である。弘治から慶

長までは、最少人数の二人となっており、顔ぶれも固定化している。第二は陣儀開催の困難で、これも享禄から文禄まで、参加公卿は上卿もいれて五・六人と最低数となっている。⁽³⁾ こうした事態を招いた最大の原因が経済的困窮にあることはもちろんだが、勘文提出・陣儀での難陳には特殊な知識と能力を必要とするのであり、それが困難を増幅しているといえる。そのために、文章道を家業とする家柄が重用され、永禄・元龜・天正の改元のように、現任でない散位の公卿が陣儀に参加するという、異例の事態すら生まれているのである。⁽⁴⁾ とりわけ高辻長雅は、勘文の提出と難陳の二役をこなし、自身の提案を採用させているのだから、もはや手続きは茶番と化しているようなものである。

こうした傾向は、1487年の長享改元においてすでに見えている。改元は4月25日に提起され7月4日に陣儀が行われることになっていたが、上卿に選ばれた左大臣西園寺実遠が「不事行」のため、7月20日まで延期された。⁽⁵⁾ またその惣用は、「近年公事之時、毎度自武家下行之」していたが、「武家難涉之間、改元事又雖被仰、不可有其实間、自公家御用脚下行」しなければならなかった。さらに、勘者に選ばれた日野量光は因幡に在国し、近日国中が乱逆のため通路等が叶わず、罷上ることができなくなった。すでにこの頃日野一流は年号勘文を提出しなくなっていたが、これにより「菅家五人不交他人之条是始歟」という事態が発生した。⁽⁶⁾ そして表四に見えるように、これ以後勘者は唐橋・高辻・東坊城・五条という菅原氏流に限定されるようになったのである。長享改元は、伊勢神宮の外宮正殿が立籠った軍勢によって放火され焼失したため行われた、災異改元と考えられており、その理由が武家と直接関係していないことが「武家難涉」を引き起こし、一層の困難を招いたのであろう。

一方、1507年（永正4）9月には武家より改元が提起されている。この年の6月には細川澄之が養父政元を殺し、8月にはその澄之が澄元・高国

らに滅されるという政変が続いているから、それに関わったものであろう。ところが朝廷側は消極的だった。中御門宣胤は、「此年号有何難可被改哉。不得其意。兵革連続云々。悪党多失了。此号尤可吉乎」などとうそぶいている。しかし本音は「所詮先惣用事……依其左右可有御沙汰歟」というところにあった。そこで、武家に対して次のような切々たる女房奉書を送ったのである。「改元の事、室町殿より御申入事にて候程に、御沙汰あるべき分にて、上卿のこと右府へ申され候へども、事行候まじき由申され候。内府は不具にて候。さてはその人柄も候はぬやうに候。いかがせられ候へき。総じて参り候はん公卿も、知行正体候はぬ事にて、一向に装束候はず、よろづ笑止なる仕儀にて候。別して御訪も付けられ候はではにて候。さやうの事内々よく尋ね御申し候て申御沙汰候べく候。公人の惣用も三千疋にて候を、この前二度は残り千疋ついに参り候はで、公人の前今に未下にて候。このたびは定めて参り候まじき由申し候はんずる。さやうの事もよくよく御申し届け候て申御沙汰候べく候由、申し参らせ候。かしく。」武家⁽⁷⁾からは、さっそく「必可有改元、於用脚者、可被仰付」との返事がきたが、11月になっても「追可被申左右」というだけで用脚は届かず、その後の義澄没落・義尹上洛といった慌ただしい変動の中で、沙汰やみになったようである。

同じようなことは、1570年の元龜改元の際にも起きている。これは1568年の足利義昭將軍就任に伴うもので、その翌年の4月には改元が武家より申し出られていたが、実際には一年も引き延ばされることになった。その朝廷側の事情を見てみよう。武家側は4月中に改元したい意向で、山科言継に内々に打診するよう求めてきた。ところが、日程に余裕がなく⁽¹⁰⁾「各中々難参」いこと、「各不具難調」つまり仕度が調わないこと、また、貴重な勘者候補である高辻長雅が、氏寺の吉祥院が勘落されたため⁽¹¹⁾在京できず参内が難しいことなど、諸方面から難色が示された。そこで言継は武

家側の飯川肥後守と掛け合い、吉祥院の勘落については高辻が申状を以て申し入れれば善処するなど、困難を除去することを約束させた。それにより、吉月である7月に改元することが4月24日正式に決定され、伝奏・奉行も決められた。⁽¹³⁾そして、改元の際の「公卿之裾表袴等無之間、可被新調」きことも武家に約束させた。⁽¹⁴⁾しかし、これらの約束の実現に手間取ったのか、7月は何事も起きないまま過ぎた。その後、翌年2月の義昭参内に合わせて改元總用の支出が武家から申し出られ、勘者・陣儀参加の公卿の決定などの段取りが再び進行することとなり、ようやく4月23日に改元という運びになったのである。⁽¹⁵⁾

このように、改元手続きは武家の公家丸がかえによって維持されていたのであり、公家側は改元を経済的利得を図る大きな機会、あるいは所領回復などの要求の取引材料として利用していたのである。⁽¹⁶⁾いいかえれば、朝廷は独自に改元を行う力をほとんど喪失するに至っており、単なる改元手続き請負業務を遂行していたに過ぎないのである。しかし逆に、改元に必要な知識・能力をさしあたって排他的に有する公家集団は、改元に政治的意義が存在する限り、また代替集団が形成されない限り、存在意義を有することになる。(それが天皇支配権の問題とは次元を異にすることはもちろんだが。)だからこそ、「さやうの事内々よく尋ね御申し候て申御沙汰候べく候」などという、武家に対する強気の要求が可能だったのかもしれない。また逆に、その存在意義を失わないために、伝統的改元手続きは何としても守らなければならなかったのであろう。しかしまた、そのためには、非現任の公卿の陣儀参加という制度的伝統からの逸脱を、敢えて犯さねばならなかったのである。

(1) 以上、「統史愚抄」参照。

(2) 『古事類苑』歳時部三年号上。

- (3) 永正改元の陣儀に参加した三条西実隆は、「参仕卿相五人、頗聊爾之程也。康治度五人雖已参入、先年条事定公卿七人参入、依人数少延引、何如此事乎。……革令定者邂逅重事也。甚不可然之由雖有議、曾以無其人、不獲止被行也。下官卒爾参仕不適事也。……於甲子定而五人今度初例歟。末代之作法不及力哉」と嘆いている（『改元定記』《統群書類従完成会発行『実隆公記』巻九所収）。なお、「下官卒爾参仕不適事也」としていることは、叙任任官の陣儀における地下官人の動向と合わせて検討する必要がある。
- (4) 陣儀＝陣定の参加者は、現任の公卿に限られるのが本来のあり方だった（橋本義彦「貴族政権の政治構造」《岩波講座日本歴史 古代4》1976年）27頁参照）。なおここで付言しておく、陣儀は本来陣定あるいは仗議と呼ぶべきだが、当該期においては陣儀と呼ぶのが一般的なため、本稿では表記をそのように統一してある。「儀」の字が一般的に用いられるようになったことに、この会議が全く形式的な儀式となっていた様子が、よく表されているといえよう。
- (5) 「親長卿記」長享元年七月十七日条。1501年の文亀改元においては、当初上卿に選ばれていた左大臣菊亭公興が「当日奉行事就窮困難治」として辞退し、右大臣になったばかりの九条尚経が急遽任命されるという事態が起きている（『改元定記』《統群書類従完成会発行『実隆公記』巻九所収）。なお、この改元は代始・革命という朝廷側の提起によるものだった。
- (6) 同上 長享元年七月二十日条。
- (7) 「宣胤卿記」永正四年九月六日、十月八日条。ここで「公人惣用」が問題とされているが、この下行も「乱後近年事也」とされており、やはり地下官人の動向として、検討の余地がある。
- (8) 同上 永正四年十月十一日条。
- (9) 同上 永正四年十一月五日条。
- (10) 「言継卿記」永禄十二年四月八・十五日条。
- (11) 同上 永禄十二年四月十六日条。
- (12) 同上 永禄十二年四月十八日条。
- (13) 「お湯殿の上の日記」永禄十二年四月二十四日条。
- (14) 「言継卿記」永禄十二年閏五月十五日条。
- (15) 同上 永禄十三年正月二十四日・二月三日条、「お湯殿の上の日記」永禄

十三年三月十八日条。

(16) 改元陣儀という機会は、親王宣下（永正・大永・天文）、任大臣宣下（享祿）、座主宣下（元龜）の陣儀の同時開催にも利用されている。

また、「公人下行」が、「乱後近年事也」とされていたことは、叙位任官の場合と同じく、応仁の乱を境として朝廷・公家社会の経済的基盤が一層縮小したため、極限化された朝廷機能の中で残された少ない機会を生かそうとする志向性が、地下官人において強まったことを物語っていると思われる。

(17) 実際、明応改元においては、改元の上卿・日次・年号案についてまで武家との相談がなされているのである（「親長卿記」明応元年七月二・十・十九日条）。久保常晴『日本私年号の研究』（1967 吉川弘文館）参照。

三、朝廷政治の形態変化(2)——政治的意思決定・伝達機構

前章で見たような叙位任官・改元手続きの変化は、朝廷政治のどのような質的变化を表現しているのだろうか。

陣儀は、藤原道長・頼通という摂関全盛期に、日常の政務だけでなく「国家大事」まで審議する、公卿議定制の中心に据えられるようになったとされている。摂関は陣儀には参加しないが、天皇を補佐・代行する立場から、裁決権・日程決定権を掌握し、その主導権を握っていた。また道長は、摂政辞任後左大臣（＝一上）として陣儀を主導し、上卿も務めていた。院政期においても、陣儀には摂関は参加せず、上卿が左大臣以下の現任公卿を全員召集し、また参加者は現任公卿に限られ前官や非参議は除かれており、陣儀は「朝廷の太政官政治の最高責任者たちによる議定」の性格を維持していた⁽¹⁾という。しかし、陣儀にかけられる議題は改元など「貴族社会伝統の公事に関する事項を中心に」するようになり、陣儀の「儀式化」が進んだとされる⁽²⁾。また、実質の審議は別の場でされるようになり、陣儀は「形骸化していた」ともされている⁽³⁾。

このように、院政期にはいと治天（天皇家の家長）が政治の実権を握り、朝廷の太政官政治は儀式化・形骸化することになる。そこで、陣儀に替わって公卿議定制の中心となったのが、院（親政の場合は天皇）の御前定・殿上定である。この「院評定」制は、前述の後嵯峨院政期に制度的には完成するとされるが、その特徴は、裁決の実権を院が握ること、議定への参加者が院によって指名選択され、その中には現任公卿だけでなく摂関・前官の公卿・非参議・頭弁も含まれることなどである。また、議定にかけない政務処理として「奏事」があり、様々な申請・訴訟を院に取り次ぎ、院の意思を職事（蔵人）や奉行に伝える伝奏の制が発達した。こうして形成された治天の意思は、奉行を通じて院宣・綸旨という私的形式の文書で示されたり、職事を通じ（天皇）→太政官の上卿→弁官・外記と伝達され、宣旨など（その「最略式文書」が口宣案）の公的形式の文書が作成され、⁽⁴⁾ 国家意思として示されるのである。

こうした治天の政治は、室町幕府が成立し、義満政権下でその機能をほとんど室町殿に吸収されることによって、実質を失う。公的な天皇—太政官は、旧来通り改元・叙位任官・諸節会等を執行していたが、治天の政治は、「権門に対する主従制的統轄権を前提とする」貴族・寺社の家長・長吏を召集しての遊芸・学問・仏事といった行事が、残骸的に残されただけだったという。一方室町殿は、伝奏を祖候させ、これを通じて旧来の院政の政治制度を動かした。公家衆も室町殿の主催する諸行事に参仕し、公武への両属性を強めた。朝廷諸行事遂行のための「公家の武家への財政的依存関係は、公武の一体化として、伝奏—奉行および貴族・寺社諸権門の公武双方への両属性を不動のものとしていったのである。」⁽⁵⁾ このように、室町幕府体制下で朝廷は室町殿の丸がかえ状況にあり、その中で限定された形式的機能を遂行していたのである。

こうした状況を前提として、応仁の乱以降の室町幕府権力の衰退・財政

窮乏化は、朝廷政治にどのような変化をもたらしたのか。「天皇権威の再浮上」につながるような国家的権能の回復は、政治形態面で見られるのだろうか。

実際には、まず前述のように、陣儀も含む朝儀の衰退がもたらされた。それは、陣儀の内容が改元・叙位任官・寺社の祭事造営といった形式的なものに限定され、その開催も困難になったというにとどまらない。その形式自体が大きく変質していたのである。第一に、陣儀参加の公卿が、ほとんど上卿一人に限られるようになったことである。だから、陣儀は上卿と職事および弁官・外記等によって事務手続きが進行するだけで、公卿間で議論が交されることもなくなり、公卿議定制としての形式すら全く失われていたのである。しかも、現任の公卿が御所に祇候しているにもかかわらず、陣儀は見物するだけで、終了後の宴会には参加するということがあつた。⁽⁷⁾つまりこうした方式は、諸般の事情で不本意ながら取られていたのではなく、完全に制度化していたと考えられるのである。第二に、上卿の選出がいい加減で、筆頭公卿が主宰する例がほとんどないことである。1565年（永禄8）の足利義輝への従一位左大臣追贈陣儀の上卿には、権中納言だった山科言継が選ばれているが、これは前々日になって「上卿可存知」との命令があり、一旦「不具故障」という理由で断わったにも関わらず、「各故障之間、可参之由重而被申送之間、同心申」したのであつた。⁽⁸⁾第三に、摂関家が陣儀と関わらなくなったことである。「天子を輔佐し、百官を統べて、万機の政を行う職」であるはずの関白は、内覧を行なった形跡がほとんど見られない。また摂関家は、筆頭公卿を含む多くの公卿を輩出していたにもかかわらず、彼らはまったく陣儀に参加せず、したがって上卿を務めたこともない。（以上、表一参照）陣儀は、その形式自体が国家意思形成のための太政官会議という性格を喪失していたといえよう。それどころか、公家社会の分解状況が、形式的太政官政治の頂点にまで及んで

きたのである。

その中で唯一の例外ともいえるのが改元陣儀だった。しかしそれは、すでに述べたように、公家集団の存在意義を賭けての伝統的改元手続き維持のための努力の結果であり、そのために、制度的伝統からの逸脱である、非現任の公卿の参加という代償を支払わなければならなかったのである。それ以外にも、この改元陣儀は変質が進んだ。第一に上卿について見るならば、明応・永正の場合は筆頭公卿が務めているが、文亀の場合は、左大臣菊亭公興が「就窮困難治」として辞退したため、右大臣の九条尚経が務めることになった。⁽¹⁰⁾そして大永以後天正まで、永禄を除いていずれも筆頭公卿ではない、第二に摂関家の公卿について見るならば、文亀に九条尚経が上卿を務めて以後、文禄に鷹司信房（公家の中の筆頭公卿）が上卿を務めるまで全く参加していない。（以上、表四参照）第三に関白の内覧について見るならば、文亀の場合関白一条冬良は「内覧事兼以職事申免歟、関白内々被候小御所、吉服、仗儀間於鬼間辺聴聞云々。天明之後称所労更発被退出云々」とされており、確かに参仕してはいるものの、「内々」の「聴聞」にとどまり、決定には参与せず早々に引き上げている。⁽¹¹⁾大永の場合関白二条尹房は「後聞、今夜殿下被候直廬、鬼間衣冠、有内覧云々」とされ、⁽¹²⁾文亀とほぼ同様である。それが元亀の場合になると、関白二条晴良は改元勘文への意見を求められたのに対し、改元前日になっても「当夜参るとていまだ参らず」という状況で、当夜も御所に参仕した形跡は見られない。⁽¹³⁾このように、16世紀とりわけその後半には、改元陣儀も一般の陣儀と同じような変質を遂げていくのである。

一方、公卿の議定を経ない簡略な公的政務処理としては、消息宣下による口宣案発給などがあった。これは「奏事」を継承したものとも考えられようが、ここでの意思伝達=執行手続きは完全に形式化し、行政としての機能的実質は失われていた。本来の「奏事」においては、御所に出仕した

弁官・職事（蔵人）が、当番の伝奏を通じて治天に公事を奏することになっている⁽¹⁴⁾。治天の意思が決定したら、「官職難儀」に書かれているように、この逆に命令が職事から上卿を経て外記・弁官・史に伝えられ、文書が作成されることになる。ところが、前章の消息宣下手続きでみたように、当該期においては、こうした手順は存在しない。申請は推挙者が直接女官（長橋局＝勾当内侍）を通じて行っており、直ちに勅許を得た後、これもまた推挙者が自ら職事の許に赴き口宣案を所望している。その口宣案は、推挙者を通じて申請本人に届けられている。このように、伝奏は介在せず、天皇に近侍しているはずの蔵人も自宅で「執務」しているのである。上卿も同様で、蔵人からの口宣と消息を自宅で受け取り、自らの消息を付して適宜内記・外記に送付するのである⁽¹⁵⁾。そして、おそらくこの間の手続きは蔵人が取りまとめ、出来上った文書を申請者か推挙者に送付したのであろう。このように、天皇の政治的意思を実現するための恒常的機関としての伝奏一奉行は事実上存在せず、日常的に近侍していたのは女官のみだったのである⁽¹⁶⁾。

こうした手続きによる消息宣下は、すでに1527年（大永7）には行われている⁽¹⁷⁾。また1504年（永正1）には、消息宣下に要する文書の様式に関して、勧修寺政顕から中御門宣胤に対し問い合わされているから⁽¹⁸⁾、こうした形式の確定もこの頃かも知れない。一方1535年（天文4）段階では、叙位任官の申請は、武家・公家を問わず一応頭弁である広橋兼秀が取り次ぎ、先例などが検討された上で勅許されている⁽¹⁹⁾。これは後奈良天皇の朝儀復興の一環であろうが、他と同様長続きはしなかったようである。

本章の最後に、明応の政変後増加するとされている相論裁許の手続きを⁽²⁰⁾、1565年（永禄8）の誓願寺と円福寺との相論を例に検討することにしよう。これは12月以前に提起され、双方の取り次ぎを通じて証拠文書がそれぞれ提出された。誓願寺側の取り次ぎは山科言繼（権中納言）と万里小路輔

房（右大弁宰相）であり、円福寺側の取り次ぎは甘露寺経元（頭弁）だった。12月2日天皇の「御前」で双方の取り次ぎから証拠文書が披露された。その内容は、綸旨・女房奉書、武家の下知状・判物・奉書などだった。お互いにそれらの証拠能力について主張が交わされ、結局最新の1522年の武家の「意見状」（誓願寺側を理とするもの）が重視され、円福寺に対し、それ以後作成された「円福寺理運」の証文があれば、その提出を求めるとの「勅定」があって、その日の会議は終わった。翌日早速甘露寺経元から円福寺側の窓口となっている二条殿に、証文の提出を命ずる折紙が届けられた。これに対し二条殿は、1528年（享禄1）の「御下知」があり、これが「後判」だから「先判」（「意見状」）は破るべきであると主張した。この「御下知」の証拠能力について、幕府奉行人である飯尾加賀守から、「可破」との文言がなければ「不可破」であるとの見解を聞いた言継は、勝訴の自信を強めた。ところが天皇は、19日に前回参加の三名に柳原資定（前権大納言）と中山孝親（権大納言）を加えた会議を召集し、後二者の意見を徴した。両者とも、両方の証文に関し分別し難いので、将軍家が定まったとき（この時、義輝暗殺によって将軍は空位）落居するか、和与にするのがいいのではないかという意見だった。言継は、「両卿共以円福寺最負之儀歟、数日於禁裏之御沙汰不入之儀也」と怒ったが、「併被令軽叡慮歟」と自らを納得させた。ところが、ここから誓願寺側の反撃が始まり、関白近衛前久が担ぎ出され、さまざまな根回しの末26日に勅問という運びになった。前久は即答を避けたものの、翌日、前夜多くの人を召集して問答を加え評定をした結果として、誓願寺を理運とする勅答をし、事態は一転、30日に女房奉書が出されることとなった⁽²¹⁾。

このように、辛うじて政治的実質を残していたといえる裁許においても、朝廷の没主体性は明らかで、調停権力として幕府にとって代る能力を、寺社権門に対しても全く有していなかったのである。そしてまた、ここでも

「奏事」的意思形成・伝達機構は存在せず、ともかく決定された裁許は論旨ではなく女房奉書によって伝えられている。まさに、16世紀後半の朝廷政治は、室町幕府の衰退とともにあらゆる面で矮小化されており、「もはや太政官も廷臣も必要としない天皇制」⁽²²⁾になっていたのである。

- (1) 美川圭「公卿議定制から見る院政の成立」(『史林』69-4号 1986年) 43-7頁参照。
- (2) 岡田前掲論文 24頁。
- (3) 早川庄八「寛元二年の石清水八幡宮神殿汚穢事件」(『名古屋大学文学部研究論集 史学』32 1986年) 56頁。
- (4) 橋本義彦前掲論文 26-31頁、および、富田前掲論文「一、義満政権以前の公家政治の構造」参照。
- (5) 富田前掲論文「二、義満の公武統一政権の成立」参照。
- (6) 「言継卿記」永禄八年六月七日条。
- (7) 同上 永禄六年五月十六日条。
- (8) 同上 永禄八年六月五日条。
- (9) 和田英松『官職要解』。
- (10) 前掲「改元定記」。
- (11) 同上。
- (12) 「二水記」大永元年七月二十三日条。
- (13) 「お湯殿の上の日記」元亀元年四月二十二日条。
- (14) 橋本義彦「院評定制について」(『平安貴族政治の研究』《1976年 吉川弘文》所収) 参照。
- (15) 「言継卿記」天正四年十二月十九日条。
- (16) だから、天皇の意思を伝える文書としては、藏人の奉ずる論旨ではなく、女房奉書が日常的・一般的に使われるようになるのであろう。なお富田正弘氏は、室町期に、「公家の政務」が政務主導権を喪失し、伝奏が公武融合政治の機関に転化することによって、「公家の政務」の実質的な伝奏役を、上皇・天皇の側近にいてもともと伝宣を職掌としていた内侍が担うようになったこと、および、これが女房奉書が室町時代にはいって目立ってくる背景で

あることを指摘している（富田「嘉吉の変以後の院宣・繪旨」《小川信編『中世古文書の世界』1991年 吉川弘文館》261頁）。本稿で述べた事態もこの延長線上で理解できようが、実質だけでなく形式的にも女官が伝奏役を勤めるようになった点が、新たな段階を示すものといえよう。

- (17) 「言継卿記」大永七年三月九・十日条。
- (18) 「宣胤卿記」永正元年三月十五日条。
- (19) 「後奈良院宸記」天文四年正月三日・三月七日・六月八日条など。
- (20) 富田前掲「室町殿と天皇」38頁参照。
- (21) 「言継卿記」永禄八年十二月一～三十日条。なお、十二月二十九日付で出された言継と輔房の添状には繪旨も発給されたと書かれているが、「誓願寺文書」（東京大学史料編纂所架蔵影写本）には、女房奉書はあるが繪旨は収められていない。
- (22) 富田前掲「室町殿と天皇」45頁。

四、朝廷政治の主体・基盤の変化

前二章で検討した朝廷政治の形態変化は、その基盤である公家社会の変化と表裏一体の関係にある。結論的にいえば、公家社会は単に衰退しただけでなく分解・解体状況にあったのであり、最後まで朝廷政治を支えた公家集団も、その天皇との関係は伝統によらない新たな性格のものになっていたのである。

1. 摂関家の政治への不関与

この点を最も端的に示すのは、関白・摂関家の朝廷政治への不関与という事態である。建前からすれば、関白は「天子を輔佐し、百官を統べて、万機の政を行う職」であり、太政官は「八省百官をすべ、天下の大政を総理する」べき立場にあるといえよう。当該期においても、間歇的に復興⁽¹⁾された伝統的朝儀では、1522年（大永2）に関白二条尹房が小朝拝に参仕し⁽²⁾

県召除目の内覧を務め⁽³⁾、1547年(天文16)に右大臣一条兼冬が県召除目の執筆を務めたように、その役割は果された。また、織豊期の節会等の朝儀においても、摂関家の左右大臣が内弁を務めている例は多い(表一参照)。しかし前二章で見たように、当時の朝廷政治の基本内容である叙任官・改元は、陣儀あるいは消息宣下によって行われていたが、関白・摂関家の公卿は陣儀へは参加せず(表一参照)、消息宣下の上卿は務めず(表三参照)といった具合に、この手続きには全くといっていいほど関与していなかったのである。また相論裁許においても、関白は基本的手続きの枠外にいて、時に応じて勅問に答える形で参与するのみだった。たしかに、院政期にはいり太政官政治・陣儀が形骸化すると、それを主導してきた摂関家は清華家とともに政治的地位を低下させた。しかし、陣儀自体には摂関家の公卿は参加しており、またそれに替わって公卿議定制の中心となった「院評定」制においても、関白は一般公卿とともに議定に参加していたのであり、朝廷政治に関与しなかったわけではなかった。それが、室町期にはいり朝廷政治自体が形骸化し、さらに戦国期になってその形骸化した朝廷政治すら衰退・変容する中で、摂関家の占める位置はほとんどなくなっていたのである。

それどころか、制度・手続き面だけでなく実態面からもみるならば、摂関家はむしろ天皇・朝廷政治から距離を置こうとしているようである。まず、当時の天皇の政治的機能を実質的に支えていたのは、輪番で御所の当直に出仕する公家集団である禁裏小番衆だったが(後述)、これには清華家は加わるようになったものの、摂関家は最後まで参加しなかった。そもそも、関白・摂関家の公卿の参内自体が稀になった。御所で頻繁に催される和歌・管弦・蹴鞠・楊弓などの学問・遊芸や宴会といった「私的」(非太政官政治的)行事には、全くといっていいほど参加していない⁽⁵⁾。その中でも重要と思われる新年の行事においても、小朝拝や叙位などが行われた

(表五) 歴代后妃表

| 天 皇 | 后 妃 | 父 親 | 子 供 |
|------|-------------------------------------|---|-----------------------------|
| 崇光 | 従三位資子 | 《庭田》重資卿 | 栄仁親王 |
| 後光厳 | 崇賢門院 | 贈左大臣《勘解由小路》兼綱 | 後円融など |
| 後円融 | 通用門院 従三位今子 | 内大臣《三条》公忠公 従一位《四条》隆郷卿 | 後小松 法親王 |
| 後小松 | 光範門院資子 | 贈左大臣《日野》資国 | 称光・後花園 |
| 称光 | | | |
| 貞成親王 | 敷政門院幸子 | 《庭田》経有 | 後花園実母 |
| 後花園 | 嘉楽門院 | 藤原孝長 | 後土御門・皇女 |
| 後土御門 | 准三宮源朝子 従二位兼子 従三位房子 | 蒼玉院贈内大臣《庭田重賢》 鳳栖院贈太政大臣《花山阪政長》 贈左府《勤修寺》教秀公 | 後柏原・法親王 法親王・皇女 皇子・皇女 |
| 後柏原 | 准后藤子・豊楽門院 准二位源子 掌侍継子 | 贈左府《勤修寺》教秀公 従一位源《庭田》雅行卿 入道中納言《高倉》永継 | 後奈良・法親王・皇女 法親王2・皇女 僧 |
| 後奈良 | 伊予局 皇太后栄子・吉徳門院 典侍量子 従三位藤国子 | 小槻雅久宿禰 参議藤原《万里小路》賢房卿 参議橘《薄》以緒 権大納言藤原《高倉》永家卿 内府《広橋》兼秀公 | 僧 正親町・皇子・皇女2 皇女 皇女 |
| 正親町 | 典侍 大典侍 目々典侍 | 能証院内大臣《万里小路秀房》 参議《万里小路》賢房卿 権大納言《飛鳥井》雅綱卿 | 誠仁親王 皇女 皇女 |

| | | | |
|------|--|---|--|
| 誠仁親王 | 新上東門院 典侍 | 贈左大臣《勸修寺》晴秀公 権大納言《上冷泉》為益卿 | 後陽成・法親王3・親王・皇女7 皇女 |
| 後陽成 | 大典侍藤親子 中和門院藤前子 藤大典侍從三位輝子 勾当内侍藤孝子 大典侍源具子 平内侍 三位局 土左局 目々典侍 | 中山権大納言親綱卿 近衛前関白前久公 日野大納言輝資卿 持明院権中納言基孝卿 庭田大納言重通卿 西洞院宰相時慶卿 古市播磨守胤栄 春日神主大中臣時広 葉室中納言頼宣卿 | 法親王2 後水尾・皇女5・内親王2・近衛信母・親王・一条昭良・法親王 法親王 法親王 法親王 皇女2 皇女2・法親王 法親王2 皇女 |
| 後水尾 | 御与津御料人 東福門院源和子 逢春門院隆子 京極局 帥局 新広義門院藤国子 権中納言局 | 四辻大納言公遠卿 太政大臣秀忠公 櫛箱左中将隆致朝臣 贈左大臣基任公 水無瀬中納言氏成卿 園贈左大臣基音公 四辻大納言季継卿 | 皇女 明正・後光明・後西・内親王3・親王・皇子・皇女・靈元 皇女3・内親王・後西実母・法親王2・皇子 後光明実母・法親王・皇女3 皇女・法親王 内親王3・内親王・靈元実母・皇女 法親王2・皇女 |
| 後光明 | 源大典侍 | 庭田重秀朝臣 | 内親王 |
| 後西 | 女御明子女王 東三条局藤共子 権典侍局 中内侍局 六条局藤定子 按察使局 山小路局 | 好仁親王 清閑寺大納言共綱卿 岩倉中納言具起卿 富小路三位頼直卿 梅小路大納言定矩卿 高辻大納言豊永卿 松木前内大臣宗条公 | 内親王・親王 親王・皇女5・法親王3・内親王 法親王 皇女 皇女6・法親王3・親王 法親王 皇子 |

| 天皇 | 后妃 | 父親 | 子供 |
|-----|---|--|--|
| 靈元 | 多奈井小路局 藤大内侍 中納言典侍 源内侍 新上西門院藤房子 菅中納言局庸子 敬法門院藤宗子 帥局 藤式部局 右兵衛局 中將局 右衛門佐局 少納言局 少將局 | 西洞院三位時良卿 小川坊城從一位俊広卿 小倉大納言実起卿 愛宕大納言通福卿 鷹司前左大臣教平公 五条大納言為庸卿 松木前内府宗条公 三木通廉卿 今城中納言定淳卿 入江民部權少將相尚朝臣 倉橋三位泰貞卿 松室備中守重篤 松室肥後守重仲 松尾社司從三位泰相忠 | 皇女 内親王 法親王 法親王・皇女 内親王 皇子4・法親王2・親王・皇女3・内親王 東山・内親王・皇女 皇子2 法親王・皇女 皇子2 皇子 親王・内親王・法親王 法親王 皇女 |
| 東山 | 新崇賢門院藤賀子 春日局 承秋門院幸子 菅内侍 | 櫛箱前内大臣隆賀公 冷泉中納言為經卿 幸仁親王 高辻大内記長景朝臣 | 皇子3・中御門実母・皇女・親王 法親王 中御門・内親王 皇女2 |
| 中御門 | 新中和門院熙子 町局 權典侍局 新興侍 源内侍 宰相典侍 民部卿典侍 別当典侍 | 近衛前摂政家熙公 錦小路極蔭丹波頼庸 小森宮内權大輔頼季 清水谷大納言実業卿 園大納言基勝卿 久世大納言通夏卿 | 桜町 皇女・法親王2 法親王 法親王 皇女2・内親王・皇子 皇女 皇女3 法親王 |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 桜町 | 青綺門院 開明門院 | 二条関白吉忠公 姉小路大納言実武卿 | 内親王・後桜町・桃園 桃園実母 |
| 桃園 | 恭禮門院富子 | 一条前関白兼香公 | 後桃園・親王 |
| 後桃園 | 盛化門院藤維子 | 近衛准三后内前公 | 内親王・光格養母 |
| 光格 | 新典侍局藤頼子 欣子内親王 宰相典侍局藤青子 家女房 新内侍局菅和子 督典侍藤正子 吉子 菖小路藤聡子 小侍従藤明子 | 葉室中納言頼熙卿 後桃園 勅修寺前大納言経逸卿 東坊城勘解由長官益良卿 園前大納言基理卿猶子 鷹司准三宮政熙公 姉小路故公聡卿 富小路貞直卿 | 親王・皇女・皇子 親王 2 仁孝・皇女 2 親王 3 親王・皇女 皇子 法親王・親王 皇女 2・皇子 皇女 2・内親王 |
| 仁孝 | 女御従三位藤原繁子 権典侍藤雅子 按察使典侍藤研子 女御従三位藤棋子 馬掌侍藤春子 按察使典侍歳子 新典侍局藤原経子 | 鷹司准三宮政熙公 正親町故大納言実光卿 甘露寺一位国長卿 入道関白准三后政熙公 今城故中納言定成卿 橋本中納言実久卿 | 親王・皇女 皇子・親王・皇女 皇女 3・内親王 皇女・孝明 皇子 皇女 皇子・皇女（和宮） |
| 孝明 | 藤原夙子 藤原伸子 藤原慶子 藤原紀子 | 左大臣《九条》尚忠 権大納言《坊城》俊明女 中山忠能女 | 内親王・明治・皇女 皇子 明治実母 皇女 2 |

注) 典拠は「本朝皇胤紹運録」(『郡書類従』所収)、《 》内は「尊卑分脈」・『公卿補任』によって補充した部分。
ゴチック体は、父親は五摂家の者、子供は天皇およびそれに準じる者

ときを除いては関白が参内することはなく、1563年（永禄6）は3月7日⁽⁶⁾に「殿下当年初而御参内」という有様だった⁽⁷⁾。

次に注目されるのは、摂関家の子女が女房として出仕していないということである。「言継卿記」永禄十年十一月二十四日条に、「今夜二條殿御妹花山院之為養子上藹御参云々、摂家は上藹に不被参故也」という記事がある。上藹は女房の最上位の品格で、大臣の女・孫女で尚侍あるいは二・三位の典侍となる者のこととされる。さらにその上に大上藹という品格⁽⁸⁾があり、これは摂関家の子女にあたり、官職としては尚侍になるという。だから上記の記事は、摂関家（二條殿）の子女が家格と女房としての品格とを整合させるため、清華家（花山院）の養子となったと読めないこともない。しかし、それではなぜ大上藹として入内しないのかという疑問が生じよう。当時大上藹という品格が実際に存在したかどうか不明であり、もしなかったとすると、上記記事は摂関家は女房を出さないことになっているという意味になる（上藹以外に家格に見合う品格はないのだから）。もし存在したとしても、当時尚侍という官職は絶えてしまったとされているから、やはり摂関家の子女は女房として出仕できないことになる。（大上藹という品格に見合う官職がないのだから）。どちらにしても、一旦養子に出さない限り、摂関家からは女房を出すことができなかったのである。これは、摂関家が後宮を介した天皇との関係を絶ったことを意味する。それは単に、女官として天皇の側で日常生活の世話をする者を、摂関家が供給しなくなったというだけではない。皇后・中宮あるいは女御の制が廃絶していた当時⁽⁹⁾にあっては、天皇の後妃役は女房衆が果しているものであり、摂関家が天皇の外戚の地位への道を捨てたことをも意味していたのである。実際、室町・戦国期において摂関家の子女は皇子・皇女を産んでいない（表五参⁽¹⁰⁾照）。これは偶然というより、摂関家から女房衆が出ていない結果と見るべきであろう。

こうして摂関家と天皇・朝廷との関係が疎遠になったことの反映であろうか、最も重要な朝廷行事である1560年の正親町天皇の即位において、「関白近衛殿」は、「御即位御申沙汰之、近代遯遁之儀也」と評価された⁽¹¹⁾。関白が即位に参加しないことはないので、これは普段の朝廷との疎遠さを皮肉られたものであろう。また、関白近衛晴嗣が撰進したとされる「正親町院御即位略次第」⁽¹²⁾では、儀式に先立ち「関白率公卿、見正庁御装束」という例に対し「近代公卿不相率」という注記がなされ、次に「関白下体幕、有饌事」るのは「近代略之」すとされている。即位においてすら、関白の役割は簡略化されているようである。

なぜ、このような摂関家と朝廷との疎隔という事態が生まれたのだろうか。本格的な検討は今後の課題とせざるをえないが、さしあたって、以下のことは指摘できるだろう。後にみるように、最後まで朝廷政治を支えた公家集団は、何よりも経済的存立の基盤を求めて結集していたのであり、独自の家産をそれなりに有していた摂関家には、そうした誘因が働きにくかった。しかもすでに見たように、朝廷はその家産の所持を保障する所領安堵能力も紛争調停機能も事実上喪失していたのであり、この面でも朝廷に結集する積極的動機はなかった。というよりもむしろ、天皇およびその近臣の間には、所領・権利を巡って競合関係が存在していたのである。京都での魚商売への棚公事賦課を巡って、1543年に鷹司家と内蔵寮粟津供御人との間で争われた相論は、その典型例といえよう。ここでは天皇は、鷹司家の主張には一切耳を貸さず、一貫して供御人と本所山科家を擁護し、綸旨・女房奉書を乱発し、幕府へも働きかけて奉行人奉書を出させており、鷹司家勝訴の条件は全くなかった⁽¹³⁾。ともあれこうした事態は、天皇が公家社会を統合する能力を失い、朝廷政治が国政としての実質を喪失して天皇の私的私職化していたことを、明示するものといえよう。

- (1) 和田英松『官職要解』。
- (2) 「二水記」大永二年正月一日条。
- (3) 同上 大永二年三月二十六日条。
- (4) 「公卿補任」。
- (5) 表七参照。
- (6) 「言繼卿記」天文十六年正月一日条には「小朝拝無之、関白不参也」とある。
- (7) 同上 永禄六年三月七日条。
- (8) 以上、『古事類苑』,「官位部十八 女官」の項参照。
- (9) 女御の制は、1586年(天正14)近衛前久の女前子が豊臣秀吉の養子となり、後陽成天皇の女御として入内し復興された(「お湯殿の上の日記」天正十四年十二月十六日条)。中宮の制は、1624年(寛永1)後水尾天皇の妃徳川和子の時に復興された。(「孝亮宿禰記」寛永元年十一月二十八日条)。
- (10) 表五は、皇子・皇女を産んだ女性という意味での后妃の、身分および父親の一覧である。したがってこの中には、天皇の子供を産まなかった女房衆(あるいは后妃)に入っておらず、実際、問題の花山院家輔の養女である「上藪の御局」(「兼見卿記」天正十二年六月六日条参照)は、この表に見えない。しかし当該期については、「お湯殿の上の日記」などに見える女房衆はほぼ網羅しており、少なくとも天皇と親密な関係にあった上層の女房衆について論じるデータたりうると考える。
- (11) 「言繼卿記」永禄三年正月二十七日条。
- (12) 『群書類従』第七輯所収。
- (13) 「言繼卿記」天文十四年二月二日～十月十七日条。経過についての詳細は省略するが(今谷明『言繼卿記』《1980年 そしえて》参照)、言繼は「天下の可為亀鏡御当職(関白)として、被貪貪神領、公領をおとされ候べきとの御造意無勿体候」と、口を極めて罵り(同上 天文十四年五月九日条)、朝廷は鷹司家の塩物商売への公事銭徴収権の主張を、女房奉書において「なまうほ(生魚)のく御人、しほの物しやうはいの事は、なま物はとうりう(逗留)候へは、しほの物になり候とて、むかしよりしやうはいしつけ候、しほの物は久しく候とて、なまにはならぬにつきて、なま物をはえうり候はぬ事候」などと、冗談のような屁理屈で退けている(同上 天文十四年七月

二十五日条)。これだけでも、朝廷側の姿勢は容易に看取できるだろう。

2. 禁裏小番衆の性格と役割

同時に、この矮小化した朝廷政治をとにかくも担う集団が存在したことに、注目する必要があるだろう。それは、陣儀・口宣案の上卿や諸種の申請の取次を務め、また、訴訟の裁定をまとめるべく、取次役を果たし会議に参集したメンバーである。現任前任の公卿・頭弁などからなる彼らを、形骸化しつつも残存した「院評定」＝公卿議定制の構成員と見られないこともないが、より歴史具体的にみれば、彼らの共通性は内々・外様の禁裏小番衆に編成されていたことである。(表一・三に出てくる上卿・奉行職事と、表六の③・④・⑤の禁裏小番衆とを対比していただきたい。)以下、この禁裏小番衆の戦国・織豊期における性格・政治的役割について、検討を加えることとしたい。

禁裏小番衆とは、輪番で御所の当直に出仕する公家集団のことであるが、内裏・御所の内部の警護を担当したことから、武家の内裏の門番役を「大番」といったのに対し、「小番」の名称が付いたものと思われる。「禁裏小番」の実態が具体的に明らかになるのは、「異常な行状のある称光天皇を守護するために、室町殿義持が治天である後小松上皇にはかった上で禁裏小番の強化をおこなった」15世紀初めの頃からで、以後、足利義教によって制度の整備と勤務の厳密化が図られ、清華家の公卿や摂関家の家司も勤務するようになったという。⁽¹⁾こうして、摂関家・大臣を除くほとんどの公卿および主要な殿上人は番衆に編成された。これとは別に、近臣が番を結び御前に伺候するようになり、応仁文明の乱以降「御前衆」・「内之番」として「外様番」と区別された集団を形成するようになる。⁽²⁾しかし、さしあたってこの二つの集団はお互いを排除するものではなく、1488年(長享2)の「番帳」によれば、山科言国は内々衆の四番に登録されてい

(表六) 禁裏小番衆番帳

①文亀二年(1502)正月(「宣胤卿記」)

| 小番 | | |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 1, 中御門宣胤權大納言 | 橋本公夏前權中納言(卿) 久在国・不參・不及進代 | 北畠政宗參議(朝臣) 在勢州・進代 |
| 2, 三条実香權大納言(卿) | 園富富權中納言(卿) | 清閑寺家幸刑部卿(朝臣) |
| 3, 町広光前權中納言(卿) | 中院通世權中納言(卿) | 一条実治右中將(朝臣) (河越) |
| 4, 四辻実仲權大納言(卿) | 二条実望權中納言(卿) (正親町三条) | 四条隆永右少將(朝臣) 在濃州・進代 |
| 5, 武者小路縁光前權中納言(卿) 一向不參・無知行 | 姉小路基綱參議(卿) 在国・俊繼朝臣參 | 四条隆秀少將 一向不參・無知行 |
| 6, 冷泉政為前權中納言(卿) | 坊城俊名參議(卿) | 世尊寺行季 |
| 7, 冷泉為広前權中納言(卿) | 高倉永康參議(卿) | 柳原資定 在国・進代 |
| 8, 中山宣親權中納言(卿) 在賀州・進代 | 飛鳥井雅俊參議(卿) | 一条公博 (清水谷) 在国・進代 |
| 9, 小倉季種權中納言(卿) | 持明院基春三位(卿) | 日野高光侍從 |
| 10, 高辻長直前權中納言(卿) | 大炊御門經名三位左中將(卿) | |
| 近臣番 | | |
| 1, 松木宗綱權大納言(卿) | 山科言国權中納言(卿) | 広橋守光頭左中弁(朝臣) |
| 2, 三条西実隆權大納言(卿) | 万里小路經郷權中納言(卿) (勧修寺々) | 東坊城和長參議(卿) |
| 3, 四辻季経前權中納言(卿) | 甘露寺元長權中納言(卿) | 冷泉永宣右兵衛督(朝臣) |
| 4, 正親町公兼前權中納言(卿) | 田向重治權中納言(卿) | 五条為学前少納言(朝臣) |
| 5, 綾小路俊量前權中納言(卿) | 忠富王神祇伯 | 五辻富仲左衛門佐(朝臣) |
| 6, 勧修寺政頭權中納言(卿) | | 鷲尾隆康侍從 |

注) 官職は「公卿補任」・「尊中分派」・「弁官補任」による。()内は史料上の敬称。

②永正十五年（1581）四月一日（「宣胤卿記」）

| 小番 | | | |
|-------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 1, 武者小路縁光前権大納言（卿） | 中御門宣秀権中納言（卿） | 冷泉為孝参議（卿） | 北島俊茂左中将（朝臣） |
| 2, 小倉季種権大納言（卿） | 園基富前権中納言（卿） 賀州在国 | 松殿忠顕参議（卿） | 平松資遠中将（朝臣） |
| 3, 高辻長直前権大納言（卿） | 中院通世前権中納言（卿） 賀州在国 | 四条隆永参議（卿） | 柳原資定左少弁 |
| 4, 大炊御門経名権大納言（卿） | 東坊城和長前権中納言（卿） | 世尊寺行季参議（卿） | 葉室頼継右少弁 |
| 5, 飛鳥井雅俊前権大納言（卿） | 橋本公夏前権大納言（卿） 播州在国 | 一条実治三位侍従（卿） （河鯨） | 飛鳥井頼孝少将 |
| 6, 徳大寺公胤権大納言（卿） | 中山康親権中納言（卿） 賀州在国 | 冷泉為和参議（卿） | 飛騨時親侍従 |
| 7, 久我通言権大納言（卿） | 西園寺実宣権中納言（卿） | 正親町三条公兄頭中将（朝臣） | 清水谷公松従五位下 |
| 8, 菊亭季孝権大納言（卿） | 三条公頼権中納言（卿） | 日野内光権右中弁（朝臣） | 阿野季時侍従 |
| 9, 花山院忠輔権大納言（卿） | 持明院基春前参議（卿） | 四条隆継左中将（朝臣） | 町顕量治部大輔 小番参事一流初度 |
| 10, 坊城俊名前権中納言（卿） | 姉小路済継前参議（卿） | 高倉永家右兵衛佐（朝臣） | |

注）官職は「公卿補任」・「尊卑分脈」・「弁官補任」による（ ）内は史料上の敬称。

③天文十七年（1548）五月一日（「言継卿記」）

| 内々小番 | | |
|------------------|---------------|--------------|
| 1, 甘露寺伊長前権大納言（卿） | 山科言継権中納言（卿） | 高倉鶴寿丸 |
| 2, 三条西実澄権大納言（卿） | 四辻季遠権中納言（卿） | 庭田重保頭中将（朝臣） |
| 3, 勧修寺伊豊権大納言（卿） | 万里小路惟房権中納言（卿） | 薄以緒宮内卿（朝臣） |
| 4, 広橋兼秀権大納言（卿） | 雅業王神祇伯 | 滋野井公古右中将（朝臣） |
| 5, 正親町公叙権大納言（卿） | 五条為康参議（卿） | 五辻為仲藏人左近将監 |

注）官職は「公卿補任」・「尊卑分脈」・「弁官補任」による。（ ）内は史料上の敬称。

この年在国していた公卿は、北畠具祐 冷泉為和 柳原資定 東坊城長淳 持明院基規 中院通為 松木宗藤 土御門有春 一条房基 錦小路盛直 殿橋業賢。（「公卿補任」）

④永禄七年（1564）三月二十一日（「言継卿記」）

| 内々小番 | | | |
|------------------|----------------|---------------|-------------|
| 1, 勤修寺尹豊前権大納言（卿） | 広橋国光権大納言（卿） | 滋野井公古前権中納言（卿） | 松木宗房左中将（朝臣） |
| 2, 三条西実澄権大納言（卿） | 中院通為権大納言（卿） | 持明院基孝参議（卿） | 白川雅英侍従 |
| 3, 中山孝親権大納言（卿） | 山科言継権中納言（卿） | 甘露寺経元頭左中弁（朝臣） | 薄以継 |
| 4, 四辻季遠権大納言（卿） | 庭田重保権中納言（卿） | 五辻為仲左衛門佐（朝臣） | 季長 |
| 5, 万里小路惟房権大納言（卿） | 正親町三条実福権中納言（卿） | 正親町実彦右少将（朝臣） | |

注）官職は「公卿補任」・「尊卑分脈」・「弁官補任」による。（ ）内は史料上の敬称。
上記のうち、三条西実澄と中院通為は在国（「公卿補任」）。

⑤天正三年（1575）十二月（「言経卿記」）

| 内々小番 | | | |
|-----------------|----------------|-------------|------------|
| 1, 三条西実枝権大納言（卿） | 持明院基孝権中納言（卿） | 五辻為仲治部卿（朝臣） | 万里小路充房権右少弁 |
| 2, 中山孝親前権大納言（卿） | 四辻公遠権中納言（卿） | 中院通勝左中将（朝臣） | 薄以継 |
| 3, 勤修寺晴右権大納言（卿） | 甘露寺経元権中納言（卿） | 白川雅朝左中将（朝臣） | |
| 4, 山科言継権大納言（卿） | 正親町実彦頭中将（朝臣） | 広橋兼勝藏人左少弁 | |
| 5, 庭田重保権大納言（卿） | 松木宗房正四位下参議（朝臣） | 高倉範国 | |
| 外様小番 | | | |
| 1, 柳原資定前権大納言（卿） | 東坊城盛長式部少輔（朝臣） | 四条隆昌 | |
| 2, 烏丸光康前権大納言（卿） | 大炊御門経頼左中将 | 橋本実勝 | |
| 3, 菊亭晴季権大納言（卿） | 日野輝資藏人左中弁（朝臣） | 五条為名 | |
| 4, 徳大寺公維権大納言（卿） | 正親町三条公仲右少将（朝臣） | | |
| 5, 飛鳥井雅教権大納言（卿） | 三木自綱（朝臣） | | |
| 6, 高辻長雅前権中納言（卿） | 久我季通左少将（朝臣） | | |
| 7, 葉室頼房権中納言（卿） | 転法輪三条公宣左中将（朝臣） | | |
| 8, 西園寺実益権中納言（卿） | 中御門宣教藏人右中弁 | | |

- | | |
|------------------|-----------|
| 9, 高倉永相参議（卿） | 西洞院時通右兵衛佐 |
| 10, 下冷泉為純右中将（朝臣） | 冷泉為満右少将 |

注）官職は「公卿補任」・「尊卑分脈」・「弁官補任」による。（ ）内は史料上の敬称。

⑥慶長四年（1599）七月三十日（「言経卿記」）

| 内々小番 | | | |
|------------------------------|------------------------|------------------|--------------|
| 1, 勧修寺晴豊権大納言（卿） | 中山慶親権中納言（卿） | 五辻元仲左馬頭（朝臣） | 猪熊教利侍従 |
| 2, 広橋兼勝権大納言（卿） | 高倉永孝参議（卿） | 甘露寺経遠藏人右少弁 | 正親町三条実助侍従 |
| 3, 持明院基孝中納言（卿） | 白川雅朝神祇伯（卿） | 富小路秀直左衛門佐 | 松木宗信侍従 |
| 4, 山科言経前権中納言（卿） | 三条西実条正四位下参議（朝臣） | 四辻季継左少将 | |
| 5, 万里小路充房権中納言（卿） | 高倉千地丸 | 庭田重通右少将（朝臣） | |
| 外様小番 | | | |
| 1, 西園寺実益権大納言（卿） 四条隆忠侍従 | 正親町実秀権中納言（卿） 六条有清侍従 | 中御門資胤権中納言（卿） | 園基継左中将（朝臣） |
| 2, 大炊御門経頼権大納言（卿） 坊城俊昌左兵衛佐 | 吉田兼見従二位左衛門督（卿） | 転法輪三条公広従三位左中将（卿） | 徳大寺実久右少将（朝臣） |
| 3, 鳥丸光宣権大納言（卿） 唐橋在通 | 東坊城盛長権中納言（卿） | 西洞院時慶従三位右兵衛佐（卿） | 冷泉為親（朝臣） |
| 4, 日野輝資権大納言（卿） 竹内孝治藏人左近将監 | 花山院家雅権大納言（卿） | 飛鳥井雅庸従三位右衛門督（卿） | 阿野実頭侍従 |
| 5, 久我通権大納言（卿） 大中臣種忠伊勢祭主 | 葉室頼宣権中納言（卿） | 五条為経少納言（朝臣） | 柳原資俊宮内権大輔 |

注）官職は「公卿補任」・「尊卑分脈」・「弁官補任」による。（ ）内は史料上の敬称。

(表七) 参内の堂上家一覧 (1564年《永禄7》)

| 月日 | 理由 | 参内者 |
|-----|--------------|--|
| 1・1 | 四方拝 | 甘露寺経元・庭田重通・勧修寺晴豊・五辻為仲・飛鳥井雅敦・高倉永相・山科言継 |
| | 男末盃酌 | 中山孝親・四辻季遠・山科言継・庭田重保・滋野井公古・高倉永相・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・庭田重通・山科言経・五辻為仲・勧修寺晴豊・飛鳥井雅敦・竹内興治 |
| | 御祝天酌 | 勧修寺尹豊・中山孝親・山科言継・庭田重保・高倉永相・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・庭田重通・山科言経・五辻為仲・勧修寺晴豊・中山親綱・白川雅英・松夜又丸(中院通勝) |
| | 若宮御方御酌 当番 | 山科言継・滋野井公古・山科言経 勧修寺尹豊・山科言継・滋野井公古 |
| 2 | 御祝天酌 | 勧修寺尹豊・中山孝親・四辻季遠・万里小路惟房・山科言継・庭田重保・正親町三条実福・万里小路輔房・四辻公遠・松夜又丸・甘露寺経元・庭田重通・山科言経・五辻為仲・勧修寺晴豊・中山親綱 |
| | 若宮御方御酌 当番 | 同上 烏丸番代山科言継、広橋国光番代山科言経 |
| 3 | 御祝天酌 | 勧修寺尹豊・中山孝親・四辻季遠・万里小路惟房・山科言継・庭田重保・滋野井公古・万里小路輔房・四辻公遠・松夜又丸・甘露寺経元・庭田重通・五辻為仲・勧修寺晴豊・中山親綱・季長 |
| | 若宮御酌 | 同上 |
| 4 | 千秋万歳 | 四辻季遠・山科言継・庭田重保・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・庭田重通・五辻為仲・勧修寺晴豊・季長・白川雅英・竹内興治 |
| | 御礼 | 高倉永相(御三間・申の口で天盃頂戴) |
| 5 | 千秋万歳 | 中山孝親・山科言継・万里小路輔房・松夜又丸・甘露寺経元・庭田重通・山科言経・勧修寺晴豊・白川雅英・竹内興治 |
| | 当番 | 外様日野輝資番代山科言継内々に祝候、内々番衆万里小路惟房・持明院基孝 |
| 6 | 当番 | 内々番衆山科言継・勧修寺尹豊・滋野井公古 |
| 7 | 御祝天酌 | 勧修寺尹豊・中山孝親・四辻季遠・万里小路惟房・山科言継・勧修寺晴秀・庭田重保・滋野井公古・正親町三条実福・万里小路輔房・四辻公遠・松夜又丸・甘露寺経元・庭田重通・山科言経・五辻為仲・勧修寺晴豊・中山親綱・白川雅英 |
| | 若宮御方御酌 | 同上 |
| | 御礼 | 飛鳥井雅敦・飛鳥井雅敦・(議定所・男末で天盃頂戴) |
| | 当番 | 広橋番代山科言経 |
| 8 | 双六 | 山科言継・持明院基孝(内侍所) |
| 9 | 歴訪 | 山科言継(若宮御方・大典侍局一酒を賜る・長橋局・岡殿一雙六) |
| | 御参 御礼 | 竹内季治(御三間で酒) 水無瀬親氏(御三間・申の口で盃) |

戦国・織豊期の朝廷政治

| 月 日 | 理 由 | 参 内 者 |
|-----|----------------|---|
| | 当 番 | 甘露寺相博山科言繼、庭田重通、高倉永相外様に参り内々に祀候 (水無瀬親氏と山科言繼・滋野井公古、長橋局で一盞) |
| 10 | 歴 訪 | 山科言繼 (長橋局—庭田重通と一盞・内侍所—双六) |
| | 御 礼 | 久我通興 (議定所) |
| 11 | 伏見殿御酌 | 中山孝親・山科言繼・飛鳥井雅教・庭田重保・滋野井公古・高倉永相・四条隆益・四辻公遠・庭田重通・山科言経・五辻為仲・飛鳥井雅教・中山親綱 |
| | 御 礼 | 柳原資定 (男末で盃) |
| | 当 番 | 山科言繼・勸修寺伊豊 |
| 12 | 当 番 | 広橋番代山科言経、外様烏丸番代甘露寺経元 |
| 13 | 歴 訪 | 山科言繼 (薄所—山科言経らと朝食・内侍所—持明院基孝と双六) |
| 14 | 歴 訪 | 山科言繼 (長橋局—盞・内侍所—持明院基孝らと双六) |
| 15 | 御 祝 天 酌 | 勸修寺伊豊・中山孝親・四辻季遠・万里小路惟房・広橋国光・山科言繼・庭田重保・滋野井公古・持明院基孝・万里小路輔房・四辻公遠・松夜又丸・甘露寺経元・庭田重通・五辻為仲・勸修寺晴豊・中山親綱・白川雅英 |
| | 当 番 | 外様日野番山科言繼内々に祀候、内々番衆万里小路惟房・持明院基孝 |
| 16 | 当 番 庚申・貝覆 | 勸修寺伊豊・山科言繼・滋野井公古 勸修寺伊豊・四辻季遠・山科言繼・滋野井公古・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・五辻為仲 |
| 17 | 三毬打準備 | 中山孝親・山科言繼・持明院基孝 (内侍所で酒) |
| 18 | 三 毬 打 | 勸修寺伊豊・中山孝親・四辻季遠・山科言繼・庭田重保・正親町三条実福・高倉永相・四辻公遠・松夜又丸・甘露寺経元・庭田重通・五辻為仲・勸修寺晴豊・飛鳥井雅教・中山親綱・白川雅英・竹内興治 |
| 19 | 申次・歴訪 歌 会 始 | 山科言繼 (長橋局—中山孝親、広橋国光と一盞・内侍所) 飛鳥井雅教・山科言繼・飛鳥井雅教・柳原資定・勸修寺伊豊・中山孝親・四辻季遠・広橋国光・庭田重保・持明院基孝・高倉永相・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・庭田重通・山科言経・五辻為仲・勸修寺晴豊・中山親綱 |
| 20 | 貝覆振舞酒 | 勸修寺伊豊・四辻季遠・山科言繼・滋野井公古・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・五辻為仲 (御三間) |
| | 当 番 | 持明院基孝代甘露寺経元一人 |
| 21 | 任官申請取次 | 山科言繼 (長橋局) |
| | 当 番 | 山科言繼・滋野井公古 |
| 22 | 当 番 | 広橋番代山科言経 |
| 24 | 歴 訪 | 山科言繼 (長橋局・内侍所—中山孝親、持明院基孝と双七・台所—滋野井公古、持明院基孝と一盞) |
| 25 | 当 番 | 外様日野番山科言繼内々に参る、内々番衆万里小路惟房・持明院基孝 |
| 26 | 当 番 | 山科言繼・勸修寺伊豊代中山孝親・滋野井公古 |

| 月 日 | 理 由 | 参 内 者 |
|-----|----------------|--|
| 27 | 見 舞 別 殿 行 幸 | 山科言繼（長橋局） 中山孝親・四辻季遠・山科言繼・庭田重保・滋野井公古・正親町三 条実福・高倉永相・万里小路輔房・四辻公辻・甘露寺経元・庭田重 通・山科言経・五辻為仲・勤修寺晴豊・中山親綱・白川雅英 |
| | 当 番 | 広橋国光番山科言経 |
| 28 | 笛 の 借 用 | 山科言繼（長橋局） |
| 29 | 歴 訪 | 山科言繼（長橋局一笛の返却・薄所・内侍所一持明院基孝と双六） |
| 2・1 | 例 之 御 祝 | 勤修寺尹豊・中山孝親・万里小路惟房・山科言繼・庭田重保・滋野 井公古・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・五辻為仲・中山親 綱・白川雅英 |
| | 当 番 | 勤修寺尹豊・山科言繼・滋野井公古 |
| 3 | 接 き 木 双 六 | 正親町三条実福・山科言繼・四辻季遠（長橋局） 山科言繼（内侍所） |
| 4 | 歴 訪 | 山科言繼（長橋局一笙、火桶借用・内侍） |
| 5 | 当 番 | 外様日野番山科言繼内々に祀候、内々番衆万里小路惟房・持明院基 孝 |
| 6 | 御 楽 始 | 四辻季遠・久我通興・山科言繼・正親町三条実福・持明院基孝・四 辻公遠・五辻為仲・白川雅英（議定所） |
| | 当 番 | 山科言繼・滋野井公古 |
| 7 | 訪 問 | 山科言繼（長橋局） |
| 8 | 双 六 | 山科言繼・持明院基孝（内侍所） |
| 9 | 仁王講聴聞 | 勤修寺尹豊・中山孝親・四辻季遠・山科言繼・庭田重保・滋野井公 古・正親町八条実福・高倉永相・四辻公遠・甘露寺経元・五辻為仲 （小御所） |
| 10 | 仁王講聴聞 | 山科言繼・滋野井公古・正親町三条実福・万里小路輔房（小御所） |
| 11 | 仁王講聴聞 | 勤修寺尹豊・中山孝親・山科言繼・滋野井公古（小御所） |
| | 当 番 | 勤修寺尹豊・山科言繼・滋野井公古 |
| 12 | 進 物 分 配 | 勤修寺尹豊・中山孝親・万里小路惟房・山科言繼・滋野井公古（小 御所） |
| | 当 番 | 広橋番代山科言経 |
| 13 | 酒 宴 | 四辻季遠・山科言繼・勤修寺尹豊・滋野井公古（小御所） |
| 14 | 歴 訪 | 山科言繼（岡殿一雙六・内侍所一持明院基孝と双六） |
| | 酒 宴 | 五辻為仲・山科言繼・庭田重保・白川雅英（小御所） |
| 15 | 見 舞 | 山科言繼（長橋局・内侍所） |
| 16 | 当 番 | 勤修寺尹豊・山科言繼・滋野井公古 |
| | 酒 宴 | 山科言繼・滋野井公古・持明院基孝・万里小路輔房（内侍所） |
| | 貝 覆 | 正親町三条実福（御三間） |
| 17 | 作 事 | 中山孝親・四辻季遠・山科言繼（小御所） |
| 18 | 歴 訪 | 山科言繼（小御所一作事・内侍所一餅・長橋局一酒） |
| 19 | 梅見之御返 | 勤修寺尹豊・中山孝親・四辻季遠・山科言繼・庭田重保・滋野井公 |

戦国・織豊期の朝廷政治

| 月 日 | 理 由 | 参 内 者 |
|-----|---------------|--|
| | | 古・高倉永相・四辻公遠・甘露寺経元・庭田重通・五辻為仲・中山親綱・白川雅英 |
| | 当 番 | 四辻季遠・庭田重保・甘露寺経元、外様番衆高倉永相内々に禊候(山科言繼深泥につき禊候) |
| 20 | 歴 訪 | 山科言繼(長橋局一南都下向見舞・内侍所一持明院基孝と双六) |
| 21 | 南都下向見送 法 案 | 山科言繼(長橋局) 勸修寺尹豊・久我通興・中山孝親・滋野井公古・五辻為仲・持明院基孝・四辻季遠・四辻公遠・山科言繼(御学問所・番衆所) |
| | 当 番 | 勸修寺尹豊・山科言繼・滋野井公古 |
| 22 | 茶 飲 法 案 | 山科言繼・持明院基孝(内侍所) 勸修寺尹豊・庭田重保・滋野井公古・松夜又丸・甘露寺経元・庭田重通・五辻為仲・中山親綱・白川雅英・季長 |
| 23 | 法 案 | 勸修寺尹豊・中山孝親・滋野井公古・庭田重通・五辻為仲・中山親綱・白川雅英・季長 |
| 24 | 歴 訪 | 山科言繼(長橋局一上洛祝・内侍所) |
| 25 | 法 案 | 四辻季遠・万里小路惟房・山科言繼・正親町三条実福・持明院基孝・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・庭田重通・山科言経・五辻為仲・中山親綱・季長 |
| | 当 番 | 内々万里小路惟房・持明院基孝、外様日野番代山科言繼内々に禊候 |
| 26 | 歴 訪 | 山科言繼(長橋局一翌日の盃準備・内侍所一持明院基孝と菊苑) |
| | 当 番 | 勸修寺尹豊・山科言繼 |
| 27 | 梅見之御返 | 飛鳥井雅雅・勸修寺尹豊・中山孝親・四辻季遠・山科言繼・滋野井公古・正親町三条実福・持明院基孝・高倉永相・万里小路輔房・四辻公遠・甘露寺経元・庭田重通・五辻為仲・中山親綱・白川雅英・季長(男末) |
| 28 | 歴 訪 | 山科言繼(長橋局・薄所・内侍所) |
| 29 | 歴 訪 | 山科言繼(長橋局・内侍所一持明院基孝と双六) |

注) 典拠は「言繼卿記」,「お湯殿の上の日記」

三条西実澄・中院通為は在国(「公卿補任」).

松夜又丸を中院通勝の幼名としたのは、1560年(永禄3)に開かれた和歌の会の出席者に「松夜又丸 中院」という人物のいることによる(典拠は「源氏物語寛文記」『群書類從』第十七輯所収).

るが、息子の定言は外様衆の十番に登録されている。⁽⁴⁾

外様衆と内々衆との分化が明らかになるのは、1502年(文亀2)の「番帳」(表六 ①)においてである。ここでは、番衆は「小番」と「近臣番」とに区分され、それぞれで家が重なることはない。しかし、このうち正親町公兼・勸修寺政顕・田向重治・東坊城和長は「当代自年為近臣」とされ

ており、また、「小番」の中に後に内々衆となる中院・四辻・中山・持明院家が含まれ、逆に「近臣番」の中でも東坊城・冷泉・田向・綾小路・鷲尾・五条家など後に内々衆から外れるものもある（表六 ③・④・⑤）。だから、まだ区分は流動的だったといえよう。それが、16世紀の中葉以降ほぼ家柄として固定化され（表六 ③～⑤）、家格としての身分表示の意味を持つてくる⁽⁵⁾。例えば、1544年（天文13）に水無瀬中将親氏が内々衆に召し加えられたが、小番には編入されなかった。それは、水無瀬家は「大外様人」であるが、親氏が「称名院（三条西公条）息故歟、又者新大典侍殿御里之故」の特例であった⁽⁶⁾。ここでは、内々衆となる条件として、天皇との親疎と出身の家柄が挙げられている。また、1565年（永禄8）に東坊城盛長が勅勘を解かれ番衆として祀候することになったときも、東坊城は内々衆だが、それは祖父の和長の代に初めて内々衆として祀候したのであって、「根本外様之仁」であるとして、外様衆とされてしまった⁽⁷⁾。

このように、内々衆と外様衆の間には身分的格差が存在した。実体的には出仕場所の違いであり、内々衆は「内々番衆所」・外様衆は「外様」に祀候することになっていた⁽⁸⁾。豊臣期になると、外様衆久我敦通と長橋局との密通事件をきっかけにこの区別は厳密化されたが⁽⁹⁾、戦国期にはそれほどでもなかった。内々衆が外様衆の番代を務め内々に祀候することは日常茶飯事で（表七の1月5・9・15・25日の項参照）、任務としての実質的区分はなきに等しかった。それだけでなく、外様衆も内々に祀候することがあったのである（表七の2月19日の項参照）。新年の行事においては、元日の四方拜とそれに続く男末での盃酌には内々・外様衆ともに参加しているが、夜の天酌には外様衆は参加していない。2・3・7・15日の天酌、毎月始めの祝の天酌も同様である（表七の該当部分参照）。また天皇に対する新年の御礼では、内々衆格の水無瀬親氏（前述）は天皇と御三間で対面し、外様衆の飛鳥井雅教や久我通興（後述）は議定所で対面している（表

七の1月7・9・10日の項参照)。こうした点でも、内々衆と外様衆との間には身分的区別があったようである。こうした区別が、四方拝・三毬打・歌会始にはなく、御礼や宴会といった天皇との私的結び付きを確認する場で存在することは注目される。内々・外様という区分は、職務内容から天皇との私的親疎を基準とした家格へと、その基本性格を変化させたというべきである。

この内々・外様という家格は、朝廷政治の中世の変容に伴い、貴族の職務内容・昇進の道筋が家ごとに固定化されて作り出された家格である。「清華家」・「大臣家」・「羽林家」・「名家」といった区分とは直接関係なく、新たに形成されたものである。「公家の政務」に仕えて政治の実務を担当した「名家」・「羽林家」から、内々衆が多く出ていることは当然といえるが、それは自動的に決められたものではない。「名家」についてみれば、万里小路・甘露寺・勸修寺・広橋家は内々衆だが、柳原・烏丸・葉室・日野・中御門家などは外様衆である。同様に「羽林家」では、庭田・正親町・四辻・中山・松木・山科・滋野井・持明院家は内々衆だが、飛鳥井・冷泉・園・四条家などは外様衆である。また「大臣家」は三条西・中院・正親町三条家ともに内々衆だが、逆に「清華家」である西園寺・大炊御門・徳大寺・花山院・久我・菊亭・三条家からは内々衆は出ていない。それは、「清華家」の禁裏小番衆への参入が相対的に遅れたことの反映であろう。ともかくこのように、両者の間には対応関係は見られないのである。

それは、禁裏小番衆への編成が、もはや形骸化しきった旧来の朝廷政治の上での位置（官職）に全く関係なく、堂上の許可一般に対応するものであった以上、当然といえよう。飛鳥井雅綱の孫千代松丸は、1564年元服し河鯖家の跡を継いで河鯖公虎と名乗り、侍従に叙爵され昇殿が許された⁽¹¹⁾。こうして河鯖家を再興した公虎は、1568年左少将への補任を求めたが、その条件は「外様番に祓候候者、可有勅許」というものだった⁽¹²⁾。また吉田

兼右は、1579年織田信長が誠仁親王に二条御所を新築・進上するのに合わせて堂上を許可されたが、彼の第一の仕事は、その二条御所の番に祓候することだった⁽¹³⁾。つまり、当時の公家の基本任務（それは当時の朝廷政治の基本の反映でもあるわけだが）は、与えられた官職に関係なく御所へ祓候することだったのである。

禁裏小番衆のもう一つの性格の特徴は、一旦番衆に編成されると、その地位が家職として世襲されることである。正規の番衆として登録されていないにも関わらず、息子が父の番代として出仕する例は珍しくなく、山科言経の場合、言継の晩年には、父ばかりでなく他人の番代としても頻りに参内している。これは、番衆の役は個人ではなく家が果たすべきものと考えられていたからであろう⁽¹⁴⁾。そして父の死後は、除服が宣下されると、直ちに「当番始」として参内している⁽¹⁵⁾。これは、内々番を父から自動的に継いだものと考えられる。また、番帳に登録された者の敬称は、「卿」・「朝臣」・「敬称なし」に分かれている。「卿」は公卿、「朝臣」は殿上人であるが、敬称がないのは幼くして家職を継いだ者と考えられる。例えば表五③の高倉鶴寿丸は、下冷泉為豊の次男だったが高倉故宰相の跡を相続した人で、当年十四才とされている⁽¹⁶⁾。同じく五辻為仲はこの時十九才だったが、十年前九才で蔵人左近将監に補任され禁色昇殿を許され、十一才のとき父諸仲に死なれて⁽¹⁷⁾いる。だから、これも幼くして父の後を継いだのであろう。彼らが直ちに番帳に登録されたのは、本人の官位に関わりなく、番衆の地位が家職として当主に世襲されることが制度化していたことを物語っている。

禁裏小番衆の通常の任務は、御所の宿直のため出仕し、天皇が寝所にはいるまで相手を務めることだった⁽¹⁸⁾。さらに、1579年（天正7）に織田信長が、禁中北門番・庭中等の警護を堂上に命じたときも、その対象となったのは実質的には禁裏小番衆である。これは、「禁裏様御番」を命じられた

三十家が二家ずつ十五番に編成され、侍一人を月二回供出するというもので、その編成は、一番西園寺・中山、二番花山院・烏丸、三番菊亭・日野、四番徳大寺・五辻、五番飛鳥井・久我、六番庭田・三条、七番高倉・広橋、八番柳原・竹内、九番四辻・東坊城、十番甘露寺・冷泉、十一番山科・正親町三条、十二番勸修寺・葉室、十三番三条西・万里小路、十四番大炊御門・飛鳥井、十五番正親町・五条の各家となっている。このうち二十八家が、1575年段階で禁裏小番衆に編成されていた家（内々衆十一家・外様衆十七家）だったのである（表六 ⑤参照）⁽¹⁹⁾。

彼らの役割は、こうした本来的任務にとどまるものではなかった。まず彼らは、既述のように、陣儀・口宣案の上卿や諸種の申請の取次など、当時の朝廷政治の制度的手続きに欠かせぬ存在であった。1563年の豊受大神遷宮日時決定のための陣儀では、中山孝親が「(神宮) 伝奏之間上卿被存知」た⁽²¹⁾。しかし、こうした役割が制度的職掌によって分担されていたのは例外的だった。同じ伊勢神宮関係の陣儀でも、1566年の皇大神宮造替山口祭日時定⁽²²⁾のときは、柳原資定が神宮伝奏だったが上卿は万里小路惟房が務めているなど、両者が同一人物でない場合の方が多い（表一参照）。これらの決定は第三章で述べたように極めていい加減であり、一般的決定方式を確定することは今のところできないが、例示しておいた1565年の足利義輝への従一位左大臣追贈陣儀の場合を、もう一度振り返ってみよう。山科言継は、陣儀の二日前に「武家贈官宣下之上卿可存知」という命令を庭田重通（頭中將）から受けたが、「不具故障」として断わった。ところが、即日「各故障之間可参之由重而被申送之間、同心申候了」ということになった⁽²³⁾。言継が選ばれた理由は不明だが、重通は断わられると直ちに替わりの人間を探している。また、結果がすぐに判明しているところからみると、「故障」のあった「各」は、すぐに連絡のとれる近臣（実体は禁裏小番衆）だったと思われる。だから、実際には公卿であれば誰でもよかつ

たのであり、禁裏小番衆は天皇に近侍していたため、その中から都合のつくものが選ばれたというのが実態だったのであろう。全体を見ると内々衆の比重が高いが、内々衆が外様衆の番代を務めることが多かったように、現実に朝廷に出仕していた人数比の問題であり、外様衆が排除されていたわけではあるまい。

それだけでなく、朝廷・公家衆に直接関わる政治的問題の処理においても、彼らは重要な役割を果たしていた。1584年5月、羽柴秀吉の部将で淀在番の小野木重次が、京都一条の町人十一人を逮捕するという事件が起きた。佐久間正勝の舎弟による謀反の企てが発覚し、一条にある彼の宿所を小野木が軍勢を率いて取り囲んだ際、本人がすでに退散していたので町人が事情を説明したところ、共犯者と思われたのか、その者達が全員搦め捕えられ人質として淀城へ拘引されたのだった。その中に勤修寺晴豊・烏丸光宣・徳大寺公維の内の者がおり、また、一条町が禁裏六町だったことから、朝廷も座視することができなかった。そこで、柳原淳光・日野輝資・甘露寺経元が勅使として淀城に派遣されたが、釈放交渉は不調に終り、今度は勤修寺晴豊と高倉永相が美濃の秀吉の許に派遣された。しかし、秀吉は勅使と対面もせず、要請は全く受け入れられなかった。事態はさらに悪化し、一条町の町人がことごとく逐電、秀吉の京都奉行前田玄以は、七口に検問所を設け京中・諸郷の探索を開始した。ここに及んで、玄以は朝廷・公家衆に対し五カ条の申し入れを行い、その返事を協議するため「内々・外様」が長橋局に召集された。協議の内容・結果は不明だが、その後町人たちは逮捕され、食事も与えられないまま拘留されることになり、7月聖護院道澄の斡旋によってようやく釈放された⁽²⁴⁾。このように、朝廷・公家衆に関わる緊急事態において、禁裏小番衆は内々・外様の区別なく協議・交渉など対策の中心を担ったのであり、彼らこそ、朝廷の政治的存立を支える唯一の廷臣集団だったといってい⁽²⁵⁾いだろう。

以上のように禁裏小番衆は、輪番による御所の宿直・警護という本来的任務を越えて、当該期の朝廷政治の担い手・基盤となっていたのである。このような彼らの地位には、さまざまな基礎が存在した。まず、表七を見てほしい。これは、便宜上1564年の1・2月に限定し、その間に参内した堂上家の人々のリストである。ここに登場する人物のほとんどが当該段階での内々衆であり（表六 ④参照）、残る飛鳥井・高倉・竹内・四条・柳原・久我・水無瀬家のうち、水無瀬家は内々衆扱い、飛鳥井・高倉・竹内家は当該段階の外様衆⁽²⁶⁾、久我・四条・柳原家は1518年と1575年の番帳（表六 ②・⑤）に外様衆として登録されている。つまり彼らは、当番として出仕するだけでなく、表七に掲げたような御所で催される公私の諸行事に参加し（あるいは山科言継らのように用もないのに参内し、女官の詰所にたむろして）、天皇・親王・女房衆と酒食・娯楽を共有して、心理的一体感を醸成していたのである。1537年の元日には、四方拜に引き続いて小朝拝・節会が催されたが、その間に「於男末外様内々参仕之輩盃酌在之」⁽²⁷⁾ った。これは「如例年」きことだとされているが、事実1564年にも「如例年」く行われている。こうした禁裏小番衆のみを対象とする私的酒宴が、半制度的慣習となっていたのである。また歌会始においても、奉行が参加予定者に廻文を回しているが、その対象者自体がすでに禁裏小番衆⁽²⁸⁾に限定されているのである。

次いで注目されるのは、当該期の朝廷を支えていたもう一つの集団である女房衆の出自である。前述のように、皇后・中宮・女御の制のなかった当該期においては、女房衆は同時に后妃の役割も果していたが、表五に見える限りでは、後柏原天皇から後陽成天皇に至るまで（戦国・織豊期的禁裏小番衆の存在期）の後妃は、豊臣秀吉が女御の制を復活させ入内させた近衛前久⁽²⁹⁾の女を除けば、勸修寺・庭田・高倉・万里小路・薄・広橋・飛鳥井・冷泉・中山・日野・持明院・西洞院・葉室といった禁裏小番衆の子女

がほとんどを占めている。そして天皇（あるいはその予定者）の母に限るならば、後奈良天皇が勸修寺氏・正親町天皇が万里小路氏・誠仁親王が万里小路氏・後陽成天皇が勸修寺氏と、いずれも禁裏小番衆でしかも内々衆の家を出自としている。これは、将軍家・摂関家の子女が通例となる（しかも養子にしてまで）後水尾天皇以降と極めて対照的である。つまり、禁裏小番衆の家々は、子女を女房として御所に送りこみ、天皇の日常の世話をさせるとともに、皇子女を産ませて天皇家と姻戚関係を結び、さらには天皇の外戚の地位をについたのである。この面においても、彼らは天皇と親密な関係を形成していたのである。

禁裏小番衆がこのような位置を占めたのは、彼ら自身がその存立基盤を朝廷と一体化させていたからである。彼らには、蚕食される所領・権利を自らの手で守る力はなかった。棚公事相論の例に典型的に見られるように、彼らはその保護をさしあたって天皇に求め、その反対給付として御所への出仕を務めたのである。天皇との結び付きは、さらに彼らに官位叙任・陣儀の礼銭取得や天皇家の料所収入・各種贈物の分配といった直接的収入をももたらした。⁽³⁰⁾ このように彼らは、律令制的官職体系にもその変形である中世的公家序列にもよらず、天皇と扶持と奉仕の関係によって結び付き、天皇との親疎を基準に編成された一部公家集団だったのである。その地位は、室町期以降新たに作り出された世襲家職的なものであり、それは戦国期における公家社会・朝廷政治の変容の産物であった。

しかし、禁裏小番衆の地位も彼らの生活を安定させるものではなかった。それは、彼らのうちに在国などによる長期不出仕者がいたことに、端的に示されている（表六 ③・④参照）。菊亭晴季は、1578年の一年間一度も当番を務めなかったため、⁽³¹⁾翌年二月の「内々・外様番結替」で番衆から外された。⁽³²⁾同じく外された西洞院時通は在国が理由だった。また、相博・番代・不参が恒常化し、甚だしい場合は、当番が全員不参のため非番のもの

が急遽召集されることすらあった。⁽³³⁾

御所に最も精勤していた内々衆の一人であり、菊亭晴季の「当番不参」を「言語道断」と憤っていた山科言経でさえ、その後長期不出仕を余儀なくされた。その原因は、山科言経が織田信長から与えられた西梅津の三十石の知行分を巡る、禁裏下代衆との相論にあった。言経の死後、言経は改めて信長より当知行安堵されたが、信長の死後 1582 年 10 月以来、禁裏下代衆が織田氏蔵入地と称して押領したというのである。⁽³⁴⁾ そこで言経は、翌年 8 月前田玄以に禁中への斡旋を依頼し、本願寺や浅野長吉らの口添えによって、10 月によく中山親綱・白川雅朝と相談の上披露することを約束させた。⁽³⁵⁾ところが、玄以はその後も一向腰を上げようとせず、かえって言経が 1585 年 6 月、「身上不相濟」として堺へ出奔せざるをえない事態となった。⁽³⁶⁾その後言経は医療活動などで食いつないでいたが、1591 年からは徳川家康に、翌年からは豊臣秀次にも出仕し、書籍整理・礼服仕立・医療・系図作成などを行い、かわりに家康からは月別一石五升、秀次からは月別七斗五升の扶持をうけた。⁽³⁷⁾そして 1598 年（慶長 3）、家康の奏請によってようやく勅勘が免除され、翌年再び禁中へ出仕することになるのである。⁽³⁸⁾この事件の意味として重要なのは、天皇が、自らの側近と直属下役人との経済的利害対立すら調整できない、いいかえれば、経済基盤が絶対的に狭小なため、極小化した直属公家集団すら維持できなくなっていることである。そこで、天皇側近の公家でさえ、背に腹は替えられないとはいえ、何の疑問もなく武家より直接の扶持を受けているのである。奉仕する職務内容に多少の違いはあるものの、天皇も武家も出仕一扶持という関係においては同質化しているのである。

こうした事態は、当時においては何ら特殊ではない。在国などによって不参となっている番衆は、多かれ少なかれ武家などとそうした関係を結んでいたものであり、日野輝資・飛鳥井雅敦・烏丸光宣のように、外様衆であ

りながら織田信長の出陣に従うため禁中に請暇を申し出る者もいた⁽⁴⁰⁾。武をもって武家に奉仕していたのである。こうして、天皇の最後の藩屏ともいふべき禁裏小番衆すら、解体の危機を孕んでいたのである。

- (1) 明石治郎「室町期の禁裏小番」(『歴史』第76輯 1991年)9頁参照。
- (2) 同上「一、永享期の禁裏小番再編」参照。
- (3) 同上「二、文明期の禁裏小番再編」参照。
- (4) 「実隆公記」長享二年十月四日条。
- (5) 明石氏は、内々・外様の区分は家筋だけでは決まらず、内々・外様は必ずしも家格とはなりにくかったのではないかとされている(明石前掲論文「おわりに」参照)。確かに、没落・在国などによって禁裏小番衆の構成に変動はあるが、本文でも述べるように、家格として固定化される方向性は存在したとすべきであろう。表六 ③～⑤内の変動は、在国などによる脱落を除けば、五条家が内々小番から外様小番に移ったこと(但し、⑤の「五条為名」は人物確定できず)、中山・正親町三条家が禁裏小番に編成されたことである。
- (6) 「言継卿記」天文十三年七月七日条。実際、水無瀬家は内々・外様の小番には編成されておらず、後に織田信長が堂上衆に対し禁裏警護の侍供出を命じた際も、「水無瀬者、諸事禁中御番等御免除之上者、此事迷惑」と拒否し、認められている(「言経卿記」天正七年七月七日条)。
- (7) 「言継卿記」永禄八年六月七日条。
- (8) 「言継卿記」永禄元年五月二十六日・閏六月十九日条。なお、年末の煤払いでも奥(長橋局)にはいれるのは内々衆に限られていた(同上 永禄七年十二月十四日条)。
- (9) 「言経卿記」慶長四年八月二十四日条。
- (10) もっともこの外様衆の高倉永相は、新年の御礼では天皇と御三間で対面しており(表七の1月4日の項参照)、身分的実質としては内々衆だったといってもよい(本文参照)。つまり、何らかの事情で外様衆に編成されていたのだろうが、実際には家格の方が優先されていたのである。
- (11) 同上 永禄七年十二月七・十・二十二日条。

- (12) 同上 永禄十一年八月八・九日条.
- (13) 「兼見卿記」天正七年十一月十五～二十三日条.
- (14) 1576年の1月だけで、父の番代を五回、他人の番代を九回務めている
（「言経卿記」天正四年正月一日条など）.
- (15) 同上 天正七年四月二十二・三十日条.
- (16) 「言継卿記」天文十七年五月一日条.
- (17) 「公卿補任」.
- (18) 「言継卿記」永禄七年二月一日条など.
- (19) 「言経卿記」天正七年七月二十一日条. なお、五番と十四番の飛鳥井家だけが重複しており（雅敦と雅継の父子が別々に登録されている理由は未考）、実際には二十九家である。この編成では、内々衆・外様衆の組み合わせは一定しておらず、特にこうしたの区別を行われていないようである。
また、こうした措置を取る必要性の理由として、御所の見物衆が御殿の上になり・中を覗くこと、幼少者が飛躰を瓦に当て木の枝を折ることなどが挙げられている。
- (20) それ以外には花山院家と竹内家だが、両者とも1599年段階で外様衆となっている（表六 ⑥参照）.
- (21) 「言継卿記」永禄六年五月十六日条.
- (22) 「公卿補任」.
- (23) 「言継卿記」永禄八年六月五日条. この「不具故障」は、前にみたように装束等が調わないことであり、言継も慌てて久我・持明院・甘露寺などを回って方々から借り寄せ、ようやく間に合わせる事ができた。
- (24) 「兼見卿記」天正十二年五月十一日～六月三日、七月十二日条. なお、こうした緊急事態においては、外様衆も長橋局に出仕していることに注目。
- (25) 1581年3月、朝廷が織田信長に左大臣を推任したのに対し、信長が正親町天皇から誠仁親王への譲位を取り計った上で受けると返事をした際も、「しゅういの事に、とさまないゝゝみなみな小御所へ御まいり」（「お湯殿の上の日記」天正九年三月十九日条）とされており、彼らによって対策協議が行なわれていることがわかる。
- (26) 水無瀬家については、本文240頁参照。飛鳥井家については、「言継卿記」永禄七年四月十七日条参照。高倉家については、表七の2月19日の項参照。

竹内家については、「言継卿記」永禄七年十二月十四日条参照。

- (27) 「言継卿記」天文十一年正月一日条。
- (28) 同上 永禄七年正月十七日条など。もちろん、和歌は「天子御芸能」の重要な一つであり、歌会始に撰家以下の公卿・殿上人が参加するのは当然の建前だった（前出「禁中方御条目十七箇条」参照）。
- (29) これは、秀吉の朝廷政策として別途検討されなければならない問題である。
- (30) 表七の2月12日の項参照。山科言継は、毛利元就が正親町天皇の即位費用を進上した際、本務である「御服調進」のために「御服所為御修理料千疋拝領」したのに飽き足らず、私宅の扶持を求めている（「言継卿記」永禄二年四月三日条）。1564年に同じく元就から朝廷に金銀が進上されたときは、「あきよりの御くはり、おとこたち女中みなゝゝへあり、めてたしゝゝゝ」だった（「お湯殿の上の日記」永禄七年六月二十六日条）。このとき言継は、「自禁裏為御帷子之代五十疋拝領」している（「言継卿記」永禄七年六月二日条）。
- (31) 「言経卿記」天正七年正月二日条。
- (32) 同上 天正七年二月十一日条。
- (33) 「言継卿記」大永八年七月三日・天文元年三月二日条など。
- (34) 「言経卿記」天正十一年八月二十一日条。
- (35) 同上 天正十一年九月二十三日・十月三日条。
- (36) 同上 天正十三年六月十九日条。
- (37) 同上 文禄元年十一月十五日・同二年二月二十四日・同四年四月二十九日条など。
- (38) 同上 慶長三年十一月三日条。
- (39) 同上 慶長四年五月十五日条。なお、この間の事情については今谷明『言継卿記』（前出）終章「山科家その後」二「言経の没落と復帰」参照。
- (40) 「お湯殿の上の日記」元亀元年八月二十二日条。

おわりに

以上、戦国・織豊期における朝廷政治・公家社会の変容をさまざまな側面から検討してきたが、結論的にまとめるならば、律令制あるいは権門体制的国制・国家機構は実体的にも制度的にも崩壊し、その基盤である公家社会も解体状況にあった。天皇は、それらの統括者としての地位を喪失し、残された官位授与・改元などの固有の政治的機能を家職として果たし、また、それらを担うべき一部公家集団を、官職制によらず人的結合関係として私的に編成していたに過ぎなかった。それは、実権の喪失や制度の形骸化とは次元を異にする、国政としての朝廷政治の根本的変質である。しかも、その一部公家集団の維持すら危うくなっていたのである。

こうした状況にあった朝廷・公家社会が、近世への移行過程で幕藩体制的国家支配秩序の中に制度的に再編成されることとなったのは、何故なのだろうか。この問題の本格的検討は、稿を改めて行わざるをえないが、ここで強調しておきたいのは、本稿で明らかにしたような当該期の天皇・朝廷の客観的位置を踏まえ、「天皇・朝廷の伝統的権威」を無前提的に措定することなく、具体的な政治過程に即して検討する必要性である。この点についての簡単な見通しを述べ、本稿の結びとしたい。

まず指摘しておきたいのは、織田信長が、自壊状況にあった公家社会を積極的に解体し、武家社会に再編・統合する志向性を持っていたと思われることである。それは、1581年（天正9）2月に京都で大々的に举行された「馬揃え」に示されている。この「馬揃え」は、前年本願寺を降伏させた信長が、その畿内近国制覇を誇示するために行なったとされている⁽¹⁾。問題は、この重大なイベントに動員された者の性格である。担当者である明智光秀に宛てた朱印状では、「畿内之直奉公之者共」だけでなく、「於京都

陣参仕候公家衆，又ハ只今信長扶持令請候公方衆，其外上山城之者共」に準備させよとされている。実際，公家衆からは烏丸光宣・日野輝資・正親町季秀・高倉永孝が「乗馬之衆」として参加している。つまり，直参の者ばかりでなく，公家衆も公方衆も信長との扶持一軍事奉公という関係を基準として動員されていたのである。これは，信長の「天下」支配・支配層統合の基軸原理が「武者道」にあり，それは公家衆をも包摂するものであることを明示したのではないだろうか。

しかし豊臣秀吉は，信長のこうした方向は継承せず，公家社会を武家社会とは別個に再編する方針をとった。それは，関白就任直後に親王・准后間の座次相論を裁定し，公家社会の頂点的秩序を確定したことに端的に示されている。しかも秀吉は，自らはその秩序の中に加わろうとはしなかった。そして，1595年（文禄4）制定の「御掟追加」で，「諸公家，諸門跡被嗜家々道，可被専公儀御奉公事」と，公家の独自の役割を明文化したのである。おそらくこの掟制定のきっかけの一つになったであろうが，前年に秀吉は，朝鮮出陣への随行を希望し武装して名護屋に赴いた近衛信輔を，「道を相立」てない「狂気人」としての薩摩に配流した。対公家政策での信長との相違は明瞭である。この方針は徳川家康に引き継がれ，「禁中方御条目十七箇条」において親王・摂家・清華家などの身分序列が再確認されるとともに，「関白，伝奏并奉行職事等申渡儀，堂上地下之輩於相背者可為流罪事」と，旧秩序の再建強化が規定されることになったのである。

何故，このような方針転換がなされたのか。私は，秀吉による武家官位制（＝官位を通じた武家の身分編制方式）の本格的導入，というより実質的創設が直接的原因となっていると考えている。その権威の源泉としての「伝統」を背負った天皇，およびそれを機能させるための公家集団の存在を，秀吉は必要としたのである。しかし武家官位制の創設は，伝統的官職

への憧れという武家の漠然とした意識の存在から必然化したものではない。その必要性は、徳川家康という実力的に拮抗する政敵との対決、すなわち現実政治上の問題から生じてきたと、私は考えている⁽⁹⁾。

- (1) 橋本政宣前掲論文参照。
- (2) 『織田信長文書の研究』911号。
- (3) 「兼見卿記」天正九年二月二十八日条。
- (4) 吉田兼和（兼見）も参加すべきかどうか迷ったが、「公家陣参之衆」ではないということで、取りやめている（同上 天正九年正月二十五日・六日条）。
- (5) 朝尾前掲「將軍権力の創出」参照。なお、この志向性は、翌年の三職推任問題と関わり、その直後の本能寺の変の一因ともなったと思われるが、ここでは推測として述べるにとどめたい。立花京子「信長への三職推任について」（『歴史評論』497号 1991年）参照。
- (6) 『大日本史料』天正十三年七月十五日条参照。
- (7) 『大日本古文書 浅野家文書』226号。
- (8) 「駒井日記」文禄三年四月十三日条。
- (9) これについて詳しくは、近日発表予定の別稿「武家官位制の創出」において論じることとしたい。